

# 修 士 論 文

題目：伊賀地域における山林資源管理の変遷

—伊賀市石川区を事例として—

2020年1月 提出

指導教員：山田 雄司

人文社会科学研究科 118M206号

氏名：三橋 源一

# 内容

はじめに-----	1
第 I 部 藤堂藩における山林資源管理-----	5
第 1 章 藤堂藩の資源管理からみる山林資源特性-----	5
第 1 節 木材の供給地と森林資源の枯渇、治水対策-----	5
第 1 項 木材の供給地と森林資源の枯渇-----	5
第 2 項 河川氾濫と治水対策-----	5
第 2 節 山林資源等の利用状況-----	6
第 1 項 山林-----	6
第 2 項 草肥農業と柴草利用-----	7
第 3 項 林産物-----	8
第 1 条 竹-----	8
第 2 条 松茸-----	9
第 4 項 伊賀焼の原料としての陶土-----	9
第 3 節 藤堂藩による石川村周辺の資源管理-----	11
第 1 項 竹木に関する資源管理-----	11
第 2 項 松茸に関する資源管理-----	12
第 4 節 悪党・伊賀衆と杣無足人-----	14
第 1 項 悪党の出現-----	14
第 2 項 伊賀衆—血縁から地縁・水平関係へ—-----	15
第 3 項 筒井氏による伊賀支配と杣無足人-----	16
第 5 節 無足人制度-----	17
第 1 項 藤堂家の伊賀入国と無足人制度の背景-----	17
第 1 条 「武力」の藪廻無足人-----	18
第 2 条 「関係調整能力」の御目見無足人-----	19
第 3 条 「山林管理能力」の山廻無足人-----	21
i) 山林巡回-----	21
ii) 山林資源利用時の許可手続き-----	21
iii) 適切な管理-----	21
第 6 節 石川村における山林資源管理の実際-----	22
第 1 項 石川村における「御目見無足人」「山廻無足人」-----	22
第 2 項 江戸期の石川村百姓の状況-----	23
第 7 節 無足人制度からみえてくるもの-----	24

第Ⅱ部 農山村が抱える課題と伊賀の現状-----	27
第1章 農山村が抱える課題-----	27
第1節 農村たたみ論-----	27
第2節 外来型発展論-----	28
第3節 内発的発展論-----	28
第4節 新しい内発的発展論-----	29
第2章 交流からみえてくる課題-----	31
第1節 観光公害-----	31
第1項 「バルセロナモデル」の崩壊-----	31
第2項 京都のオーバーツーリズム-----	32
第1条 「ゾンビ化」「フランケンシュタイン化」-----	32
第2条 「文化の稚拙化」-----	32
第3項 日本国内の観光公害の事例-----	33
第1条 竹田城跡-----	33
第2条 世界遺産「白川郷」-----	33
第2節 交流における移住者の意味-----	34
第3章 伊賀市石川区における「忍者関連史跡」をめぐる交流事例-----	36
第1節 「忍者関連史跡、五右衛門塚」を活用した交流の試み-----	36
第1項 「観光地ではなく、自宅の敷地内である」という認識-----	37
第2項 「忍者関連史跡」所有者の価値を充足する。-----	38
第2節 交流事例のまとめ-----	39
おわりに-----	41
第1章 考察および結論-----	41

## はじめに

私事であるが、「これからどう生きていくのだろう。」と漠然と感じ始めた少年時代、ふと「まず先に自然があって、次に人間が活かされているのだな。」とそんな風を感じ、それが妙に腑に落ちたことを覚えている。それは後にマルクスや内山節らの自然哲学への傾倒となって表れ、「自然と人間の交流のあり方」への関心へと変化していった。特に農山村の人々と自然との交流のあり方、即ち自然の多様な価値を、技能によって汲み出す共同体のあり方に心奪われ、最初の修士論文のテーマとしても取り組むこととなった。<sup>1</sup>

本論文の対象となるのもやはり、農山村である。特に伊賀の農山村地域は「黒田の悪党」などで有名な忍者を生み出した、国内でも有数の木材生産地であり、また古来より米どころとしても有名な地域である。信楽と同様、良質の陶土を用いた伊賀焼の窯元があり、江戸期を中心に松茸の一大産地でもあった。このように古来から人々が、自然の多様な価値を技能によって汲み出し、享受してきた地域なのである。

さて翻って現在の農山村の状況はどうであろうか。戦後農政施策、また高度経済成長期以降の外材輸入政策等により、農業・林業資源の活用を失った農山村が、人口流出と高齢化の波に巻き込まれ、「限界集落」論によって一元化されているかのようである。ここで明治以降、長期にわたって農山村調査に携わり、地域の特性などを明らかにしてきた地理学の視点を引用する。

他の学問分野も、山村問題がクローズアップされる中で関心をもつようになり、山村研究を始めるようになったが、実態把握よりは理論的枠組みでの把握や観念的把握、性急な政策論が先行する傾向が目立ち、あるいは近年はいきなり環境論を指向するなど、ちょうど盲人が象の体の部分をさわってその部分から象の体をそれぞれイメージするといった類の研究が目につくように思われる。それは山村にしっかり根をおろした研究というよりは、データを頼りに、あるいはデータを中心に分析する最近の研究傾向にもあらわれ、**そこには山村の人々の生活の仕組みや原理、価値観や思いなどが把握されていないきらいがあるように思われる。** 行政も同様である。…国のトップであるはずのメンバーが山村に関して何の情報ももたず、当然その実態などは全く知らない状況を知り、これでは山村政策は打ち出せないはずだと…一万年もつづいた山村は、**一瞬の経済原理によって崩壊してしまうのか、社会組織の劣化によって崩壊してしまうのか、あるいは長年の山村に刻まれた価値が再評価されていくのか。確かに、今日その分岐点にあるようにもみえる。**<sup>2</sup>※太字は著者による。

ここからは農山村を良く知るがゆえに、農山村と正面から向かい合わない人間に対する深い苛立ちが感じられる。「山村の人々の生活の仕組みや原理、価値観」「長年の山村に刻まれた価値」とは一体何であろうか。もう少し引用を続ける。

この多種少量生産の中に山村の人々の存立基盤が存在している。また、元来そうであったが、山村の人々は生活にかかわるほとんどすべてのことをいくつも行ないその集大成として生活が成り立っている。その仕事の内容は多岐にわたり、都会人のそれとは大きく異なり、都会人には理解できないことである。**そんな山村の人々が少人数で広大な山村の管理を行っているのであり、かれらがより動きやすい形への投資はもっと認めるべきであろう。** 1人1票制の今日、広大な山村地域を生活の中で支えている山村の

人々の声は、県や市町の議会に届きにくくなっているし、届かなくなってしまった山村もある。 **広大な山間地域の声は国土管理の上からも重要である。** ※太字は著者による。

以上、「山村の人々の生活の仕組みや原理、価値観」等の一端を参照してきたが、農山村の人々が長年にわたり管理してきた広大な山林管理の業績と、それを成り立たせた生活のあり方、価値観への深い洞察がみてとれる。2017年には人口に占める農山村人口はついに8%にまで落ち込んだことを鑑みると、市町村行政や外部に、農山村地域の人々の声が届かなくなってしまった場所はさらに増えていることが想像される。営々と広大な山林管理を行ってきた農山村地域の人々の生活が「限界集落」論に代表されるように消滅の危機にある現在、安楽椅子にふんぞり返って、外部から付け焼刃の対策案を提示するだけでは根本的な対策にはならない。農山村を成り立たせてきた生活原理、価値観まで向かい合い、これを汲み取る作業が欠かせないのである。

この全国的な危機的傾向は、もちろん本論文の対象となる伊賀でも同様である。ただ、伊賀といえば「忍者」が自然と連想され、昨今の忍者ブームによる観光客の誘致が積極的にすすめられているのが特徴的である。少々そのブームの一端を覗くこととする。

2010年6月、経済産業省製造産業局に「クール・ジャパン室」が開設され、日本の文化・産業の世界進出推進、国内外への発信が推進されたが、これに付随して映画・マンガ・アニメ等の媒体を通じて「日本独自」の「カッコいい」シンボリック的存在として“忍者”が取り上げられ続けている。インバウンドの影響により「忍者を知りたい、感じたい」と思う訪日外国人旅行客の“忍者ブーム”は衰える兆しがみられない状況にある。2015年日本記念日協会により2月22日（にん・にん・にん）が「忍者の日」に認定されたほか、同年10月9日には、日本各地の忍者に関する取り組みを行っている自治体から構成される「日本忍者協議会」が発足し、地方固有の忍者にフォーカスした地方創生に貢献している。また2017年には文化庁より「忍びの里 伊賀・甲賀一リアル忍者を求めて」として、忍者発祥の地域である伊賀・甲賀地域が日本遺産に登録されており、国内の観光客をターゲットにしたガイドツアーの養成も着手されはじめている。学術分野においては、2018年三重大学大学院人文社会科学研究所に世界初となる「忍者・忍術学研究」が着手され、忍者の実像にせまる研究が日夜続けられている。

このように国内外ともに隆盛を極めるかにみえる忍者ブームであるが、一旦目を農山村地域に転ざると、全国の農山村と同様の事態が生じているのである。僭越ながら私事の一例を挙げるが、伊賀の農山村に移住し、忍者研究を開始した当初、普段寡黙な村人から告げられた言葉がそれにあたる。曰く、『日本遺産になった忍者の、この伊賀を代々守ってきたのは我々ではないのか！』である。この短い心情の吐露、生涯をかけて愚直に山林管理を続けてきた人間の、外部から汲み取られることのなかったであろう、刹那のうめき声が、本論文の問題意識である。即ち、忍者を生み出した基層となる自然と共同体、現在も日本遺産である忍者史跡を管理している地域の方々と忍者研究をどう関連付けるか、という点である。

全国各地の農山村同様、営々と広大な山林管理を行ってきたのはこの伊賀地域も同じである。ただ、特徴的なのはそれが「忍者」という特殊技能をもった集団を生み出した地域でもある、という点である。伊賀の農山村地域と忍者の関係—この点に注目するといくつかの文献が目にとまる。戦国時代の伊賀の人々の生活を示す史料、江戸時代の伊賀の学者菊岡如幻が記した『伊乱記』に次のように記されている。

不断未明より午の刻までは土農工商等各家業の所作を励まし午の刻より暮までハひたすら武法弓馬の道を磨き別て側隠術を鍛錬す<sup>4</sup>

このように天正の中頃まで、人々は午前4時頃に起床して正午までは家業に精を出し、午後から日暮れまでは武芸、兵法の稽古を行い、特に忍術の鍛錬を念入りに行っていた、と記載されている。伊賀惣国一揆の時代、また後世の江戸期に至るまで忍者の大半は農林業に勤しんでいたことを考えると、地域の自然を活用する過程でその身体能力を向上させ、生業を維持し、その身体能力を応用して武芸、忍術を修練していたことが類推される。

同様に、甲賀五十三家の古士、伴一族がまとめた甲賀伴党二十一代宗家であり、伊賀流忍者博物館名誉館長を務める川上仁一氏も、その書籍の中で以下のように主張する。

**忍術は、生存のための総合的な生活術であり、…日本独自の風土や心性、文化のなかで培われていった。単なる武術や戦略だけでなく、生存のための知識や実践の技術が鍛錬により一体化し、職能として体系化された古典的軍用技術が忍術なのである。**<sup>5</sup>※太字は著者による。

忍者の戦闘を含め、反社会的な行為やそのテクニックのみをクローズアップし、根源に有る大切な精神などは等閑にされ、ほとんど注目されてはいないのが現状である。**忍者は日本固有の風土や文化、心性により生まれたものである。実体を理解するには、軍用の活動のみでなく、発生の基層や形成過程、虚像を含む忍者像の変遷、精神面など多角的な忍者文化としての解明が必要である。…忍者精神の根幹は、自然や人々の共存にあり、何事にも耐え忍び、戦いを避け互いに慈しみ和していく日本の心である**<sup>6</sup>※太字は著者による。

根底は戦いを避け、自然や人との「和」を求めて、人々が安寧に自存し、自立した生活を送ることにある。**忍術はそのための手段・手法（総合生存技術）**であり、忍者はその求道者・実践者だとも云えよう。<sup>7</sup>※太字は著者による。

以上、忍者・忍術の基層・根底には、それを生み出した伊賀・甲賀地域の自然・共同体・生業のあり方が深く影響していることがみてとれる。我々現代人においても日々の仕事のが、自身のあり方に大きく影響していることは誰しもが実感することであろう。

このように忍者の基層を理解するためには、伊賀・甲賀の忍者関連史跡と関係する地域が重要である一方、忍者発祥の地である農山村を取り巻く状況は「限界集落」、即ち集落を維持する最低限の人員すら保持できない村々が広がりつつある状況にある。そして、地域住民の声が取り上げられる機会は非常に少ない。また、明治以降の山林の国有化、あるいは個人所有の登記が徹底された結果、山林などに散在する忍者関連史跡に勝手に侵入することは、地域住民とのトラブル原因ともなり得る状況にある。インバウンドが歓迎される一方「観光公害」、即ち旅行者や観光客等が、地域コミュニティや個人所有地へ無自覚な侵入を図ることによって発生するトラブル、があることは近年では周知の事実である。

ただし、農山村の「定住人口」が減少の一途を辿る一方、忍者発祥の地域に訪れたい、場合によっては「農泊」などにみられるように、地域の生業に労働提供したい、というような「交流人口」の潜在的な増加が見込めるのもまた事実なのである。

ここで再度、先の問題意識が重要となってくる。「忍者関連史跡を管理する地域住民・コ

コミュニティとどのような関係を取り結ぶべきか」という現実問題である。忍者研究のためには今後この点を避けて通ることはできない課題であり、本論文ではこの課題を取り扱う。これまでの要点を箇条書きにすると以下のとおりとなる。

1. 食料生産、国土・環境保全、山林管理等、我国の生活の根底を担う農山村は「限界集落」論が提示されるなど、危機的状況にある。
2. 広大な山林管理を担っている農山村地域の生活原理を汲み取り、彼らが管理しやすいようにその声を聞くべきであるが、十分とはいえない状況にある。
3. 山林に「忍者関連史跡」が散在する伊賀の農山村地域も同様の状況下にある。ただし、農山村の生活原理の中に「忍者」を生み出した基層を有するところに、伊賀の農山村の特徴がある。
4. 忍者研究、観光等による「忍者関連史跡」へのアクセスは今後増加するであろう。ただし、「観光公害」にみられるように、史跡等はいくまで地域住民の敷地内にあるため、関係の結び方に十分配慮する必要がある。また、その際に「農山村の生活原理」に対する研鑽・配慮も必要となる。
5. 日本国の人口が減少する中、農山村の「定住人口」もまた減少するであろう。一方、国内外を問わず「忍者関連史跡」に観光・労働提供などのかたちで関わろうとする「交流人口」は今後増えるであろう。この両者を有機的に結び付けて、食糧生産、国土・環境保全、山林管理等にいかにかつ寄与せしむるかが、課題となる。
6. 即ち、「忍者関連史跡を管理する地域住民・コミュニティとどのような関係を取り結ぶべきか」という課題が本論文のテーマとなる。

以上である。論文の構成としては2部構成とする。先述した地理学の視点からの指摘にあるように、まず地域の生活原理等への理解を深めることが先決である。そのため、第I部では過去における地域住民・コミュニティの山林資源管理実態を中心に概観する。時期としては史料が比較的豊富に残っている、江戸幕府下藤堂藩治世を中心に検証していく。

次に第II部では、戦後農政から現在志向される農村のあり方を参照する。そして、観光を中心とした「交流人口」が、地域住民やコミュニティにどのような影響を及ぼしたかを概観していく。そのあとに「地域住民・コミュニティとの関係の結び方」事例として、伊賀市石川区の忍者関連史跡、石川五右衛門塚、そして同地区の地域住民・コミュニティ、移住者の交流動向を中心に検証する。そして最後に、総合的な考察をおこなうものである。

## 第 I 部 藤堂藩における山林資源管理

本論文の課題である「忍者関連史跡を管理する地域住民・コミュニティとどのような関係を取り結ぶべきか」について、一度大きな枠組みにくくり直すと「住民・コミュニティを含む地域資源をいかに適切に管理・運用するか」と言い換えることができる。いささか為政者目線ではあるが、このような課題について、いきなり現在から試行錯誤するよりも、まず過去においてどのような資源管理方法が取られていたか参考にする段階を挟む方が堅実である。そしてその際、史料として残っているものは江戸期の藤堂藩の為政者から見た資源管理方法であるので、一旦はこの視点から過去を考察してみたい。

ただし、藤堂藩の資源管理方法を検討するだけでも膨大な量となり、本論文の目的とするところへたどり着くのに困難を生じるため、論文の着地点である、石川区とその周辺地域である阿山地区を中心として、主に山林資源管理について検討していく。

### 第 1 章 藤堂藩の資源管理からみる山林資源特性

#### 1-1) 木材の供給地と森林資源の枯渇、治水対策

##### (1) 木材の供給地と森林資源の枯渇

豊かな山林を抱える伊賀国が、古来より宮都や寺院造成のための木材の一大供給地であったことはよく知られている事実である。伊賀の木材は戦国時代の豊臣秀吉による伏見城建設、また徳川幕府が成立する近世初頭の大規模な城郭や城下町造成、戦乱で荒れ果てた寺社の復興などの急激な木材需要にも供給され続け、その結果、伊賀国を含め畿内近国における森林資源は枯渇し始める事態に陥った。当時伊賀国の山林はどのような状況にあったのであろうか。伊賀市史の記述を以下に引用して確認する。

十七世紀後半に記された『統集懐禄』の「村々本高絵図帳面」にその様子をうかがうことができる。この記載には、伊賀国各村の「芝山」「はえ山」の有無について記載がある。柴山は柴草が茂る山、生山は松などの立木がある山を指すが、記載のない名張郡を除く三郡一四三か村のうち、柴山・生山ともにあるのが四〇か村、柴山のみが九二か村、生山のみはわずか二か村となっている。…たいていの村には柴山があったようである。しかし、生山をもつ村は少数にとどまる。当時の伊賀国には、立木ではなく柴草が茂る山の光景が広がっていたものと思われる。…それまでの木材の一大供給地であった伊賀国における近世初期の山は、決して豊富な木材資源にあふれていたわけではなかったようである。<sup>8</sup>

もちろん全域がこのような様相を呈していたわけではなく、後述する留山、御林などの藩管理の山林には木材資源があったであろうが、現在の鬱蒼とした山林を目にする我々には想像が付きにくい状況である。長年にわたる森林資源の過剰利用により、保水機能が著しく低下した結果、引き起こされたのが土砂流出と河川の氾濫である。

##### (2) 河川氾濫と治水対策

急激な木材需要に対応し続けた結果、森林の有する保水・土壌保持機能が低下し、近世初頭には山林から河川への土砂流入が続き、淀川をはじめとする河川の河床が上昇し、下流域の低地では毎年のように洪水が発生する状況となっていたようである。



この事態に対する幕府の治水対策を以下に引用する。

幕府は河川への土砂流入を防ぐため、寛文六年（1666）に大老・老中連署による「諸国山川掟」を発して草木の根の採掘禁止、河川沿いの山林への苗木植樹などを指示した。…ただし、すでに万治三年（1660）の段階において、老中連署による類似の掟が淀川・大和川上流域の伊賀・山城・大和三か国に触れられている…万治三年の掟を奈良奉行から受け取った藤堂藩は、西嶋と加判奉行連名による奈良奉行への返書において「大学領分木の根堀り申す儀、常々停止申し付け候」と、すでに木根の採掘禁止を実施していることを報告している<sup>9</sup>

伊賀においては長年にわたる森林資源の減少からその影響が早くから顕在していたのか、幕府による要請がある以前から独自に治水対策をおこなっていたようである。少し年を下った元禄2年（1689）幕府の山川役人が、五畿内の山川を検分するにあたって藤堂藩にあてた書簡を以下に引用すると

伊賀郡其の外にも大和境の山々草木うすく、川筋砂流出申すべき哉、心元無き所々これ有る旨<sup>10</sup>

とあり、いまだ問題の解決には至っていない様子である。やや時代が下った享保十年から寛政13年（1725～1801）までの大滝村「兀山坪数改帳」には

芝松山に成り砂留まり申し候<sup>11</sup>

との記載がみられる。江戸初期までの森林資源の過剰な伐採と、関連する土砂流出、それを治めるための治水対策は幕府を含め、藤堂藩では早期から改善指示を出していたが、その成果がみられるまでにはかなりの長い時間が必要であったようである。

第I部の冒頭で「為政者目線からの資源管理」と表記したが、過去に惣国一揆等自治の時代はあったにせよ、結果的に長年にわたる過剰な森林資源破壊は、伊賀一国内を越える環境的被害を及ぼし、その対策には幕府・藤堂藩等が連携して、為政者側からの強力な資源管理体制が必要不可欠だったようである。

## 1-2) 山林資源等の利用状況

### (1)山林

近世の山林は管理・経営主体によって藩有林や村有林・私有林に大別され、領内の優秀林を「御林」、山林内を「留山」として厳しく入山規制することで普請用材の確保と山林の保護を図っていた。藤堂藩における御林制度については『統集懐録』に記述が詳しい。

「御國中御用木に成り候はえ山」として伊賀国内二三か所の生山の面積や樹種などが記録されていることから、江戸前期には国内の山林について綿密な状況把握を行っていたことがうかがえる。…その状況は、伊賀郡の山林二七八か所における御林が三か所であるのに対し、阿拝郡では二五六か所の山林で二一か所にも及ぶ御林を抱えていたことになる。<sup>12</sup>



図1.御林の分布図

本論文の対象となる現阿山地区石川区はこの阿拝郡に含まれているので、伊賀の中でも特に藩による山林管理が強く行われていたことになる。ただし御林には年季を限り村々に柴草などの自由採取を許した「請山」があり、運上金が必要なものの、100か村を超える村の請山利用が図られていたようである。次に村有林であるが、村人が共同で材木を採取する「村持林」、柴草やまぐさを採取する「草山」があり、その管理運営主体は村であるが、領有権はあくまで藩であった。<sup>13</sup>

## (2)草肥農業と柴草利用

これまで山林資源を考察する過程で再三出てくるのが「芝・柴」である。原因の一旦は過剰な森林伐採が挙げられるが、他方、そこに住む住民視点からすると「芝が生繁げる状態が望ましいから柴山にしている。」とみることができる。理由のひとつは“草肥農業”である。当時の中心的なこの農法は、田畑への肥料として大量の柴草を必要とする。元禄3年(1690)阿拝郡下柘植・愛田・上村三か村と山田郡子延村による山林資源利用に関する裁判、山論の中でも柴草に関する記述がみられる。

返答書のなかで下柘植ほか二か村は、**留山によって草肥が作れず、田畑が不作になったため、年々数度に及び留山の解除を訴え、三四年前には柴草を刈り取る許可も出ていることから、子延村の証拠は「押領成る偽り物たくみ」**である、と真っ向から否定している<sup>14</sup>※太字は筆者による

ここでも草肥が田畑になくってはならないことが伺える。直接米の収穫量に影響する草肥獲得の重要性は、昭和初期に至るまでかわらなかったようである。奥会津の集落、針生での生活記録をまとめた資料の中に、昭和30年以前の草刈り場の山あけの

様子が記載されている。

ふだんは朝七時に家を出て仕事を始めるのだが、ヤマノクチあけの日は、六時にみんな集合場所に集まった。小走り（使丁ともいって、区長さまに代わって連絡事項をむらの人びとに伝える役目）が来て「あけました」と大声で伝えるだよ。そうすつと夢中になって駆け出して山さ入るだ。遅く行けば刈る場所がねえだから、みんな競争だったわい。いい草のある場所を早くとって、おてんとうさまがかくれてしまうまで刈り刈りした。<sup>15</sup>

このように農民にとっては草肥の獲得は第一命題であって、仮に山林管理をなおざりにしていれば、立木伐採や山焼きが頻繁に実施され、これにより樹木の成長は阻害され、山は柴山に押し止められることになるであろう。こうした人口圧の高い状況下では、限られた木材資源を巡って、幕府や藩は禁伐などの規制、あるいは植林・育林政策を打ち出して山の保全を図ることが必要不可欠であったのである。

### (3)林産物

藤堂藩の治める領国において、伊勢側が商業的發展を図りやすいのに対し、山国伊賀の経済的位置は、自然的生産物に頼らざるをえない状況にあった。藩財政の主たる部分は、勿論米・麦・大豆による主税である。その他の運上物、小物成としては、真綿・茶・漆・柿しぶ・鮎・薪・炭・山札銭・竹・竹皮、松茸・たけのこ・鶏の羽等という凡そ自然的産物は洩らさずという状態である。これらの小物成の一年分を金額にあらわすと、次の通りである。

真綿	銀一貫九四二匁八分九厘
茶	〃一貫八八六匁三分八厘
漆	〃二九六匁七分七厘
柿しぶ	〃一二八匁五分五厘
鮎	〃一四七匁三分五厘
薪	〃四八〇匁
山札銭	銅六貫五〇〇〇文
竹	銀二貫六〇七匁
竹皮	銅三貫三九一匁

以上によってみれば、経済上山林・藪の占むる位置がかなり大きい。ことに竹の比重が断然と高い。「宗国史」国約志貢税条での寛永19年の「竹之目録」では同18年の「茶之目録」と共に藩の重要な収納物であった。<sup>16</sup>

伊賀国全域の林産物の概要をおさえた上で、本論文の対象地域である石川村が記述されている運上品の項目を参照していく。

#### ① 竹

引き続き統集懐類に関する記載を参照する。

在々運上竹根帳における運上の村々は一七五村で、前記延宝頃の統集懐類では一八〇村で、殆んど伊賀全域にわたっているが…その平均は十七束四分で、年々の差はあっても平均高を相当上回る村は先づ毎年竹の運上が多い村と認

めてよいであろう。従って運上の大体三十束以上の村々を上げてみると、上柘植・島ヶ原・川合・三田・長田・玉滝・石川・川西・川東・下柘植・上阿波・広瀬・老川・北山・摺見・下神戸・高尾・神屋・夏見・矢川・柏原・千才等であり、大体山奥か、或は川原藪を有すると考えられる地域である。<sup>17</sup>※太字は筆者による

このように運上竹の生産量が高い村の中に石川村が含まれ、また著者の見解が示す通り、山奥の村ながら3本の川が合流する、山林、川原藪双方を有する村落である。隣村の丸柱や波敷野などが含まれていないところからも地域でも突出した竹の生産地であったと思われる。

## ② 松茸

竹同様に松茸も藩財政の収入源の一つであった。

慶安元年（一六四八）十月には、伊賀山々松茸五万三千六百九拾七本の中、津御城・伊賀侍中・名張の藤堂宮内へ渡す分を除いた壺万三千二百三十八本が松茸として、その内八千九百二十三本が津魚屋太郎右衛門方にて、残り四千三百十五本が伊賀上野にて売払い、両方併せて代金三百七匁を得ている

<sup>18</sup>

そしてこの特産である松茸の一大生産地が石川村であった。

石川村…当村の山は伊賀随一の松茸を産し、慶安元年（一六四八）では伊賀一国で五万三千六九七本の産高のうち、当村は実に三万九千四一本を藩へ貢納している。<sup>19</sup>

慶安元年（1648）における伊賀国の松茸生産量の約73%、売上高にすると、二二三匁を占めていることになる。松茸は藩の収入源となる他、藤堂家藩主は伊賀越国の折松茸狩りを楽しみ、また家臣にも遣わされるなど<sup>20</sup>、武士階級にも旬の楽しみを提供するものであったようである。

## (4) 伊賀焼の原料としての陶土

文豪川端康成がノーベル賞受賞記念講演において「優雅にして、枯淡な伊賀焼の美は、月雪花で表徴される日本の美を代表する芸術品である。」と賛美した伊賀焼の里が阿拝郡丸柱である。この伊賀焼の原料となるのが古琵琶湖層群に生成する良質陶土である。初代藤堂藩藩主、藤堂高虎は剛勇な武人であるとともに茶の湯にも通じていた。二代藩主藤堂大学頭高次もまた伊賀の茶陶を奨励し、寛永6年（1632）陶土を保護する目的で触令を下している。

一、丸柱山中之土取申間敷候、若取に来候者於在之は上野へ召連可相越候事

一、山を打廻り念を入可申付候、於助行には山廻庄屋肝煎可為越度事

一、上広儀御用に候者切手を可遣候、切手無之者は相渡し申間敷候事<sup>21</sup>

※太字は筆者による。

丸柱と石川は隣村同士であるので、以下のような記録も残っている。

○ 覚

右先年石焼陶器仕り度願の通り届置候処此度三分通土焼取替焼立申度旨、願

の通聞届候。弥後、願面の通り堅く相守り多分焼候儀停止せしめ候。尤も丸柱焼に似寄り申さざる様に致し、絵入の類、石川焼の銘を切り紛しき焼方致さざるの様相心得申すべく候

彦兵衛

天保二卯年十一月

直井庄助

杢 (加判奉行) 22

このように同じ陶土を産する石川村においても同様の焼き物が生産されており、石焼の技術を取り入れ品質改良と市場開拓の努力がなされていたことがわかる。またその技術改良に関して隣村の丸柱焼の領分を犯すことが無いように、との藩庁の配慮がうかがえる。時が下って、明治18年(1885)には伊賀焼伝統産業の新たな販路開拓に乗り出すために、石川村の岡本彦五郎、松本重次郎等が開窯。丸柱村を中心に60余戸の生産戸数をもった産業形態ができあがり、翌年石川村の百田九郎兵衛がはじめて大阪に伊賀焼販売店を経営し、販路拡大するなど<sup>23</sup>、丸柱村と石川村は長年焼き物の産地として存在し、その陶土保護も重要な資源管理のひとつであったようである。

以上、石川区を含む阿山地域、旧阿拝郡を中心に江戸期の山林資源の特性を概観してきた。伊賀国の全体的な背景として、一大木材生産地であったが、長年の乱伐により木材枯渇と下流域の土砂流出、河川氾濫を発生させた。そのため幕府、藩からの強力な育林指導により、環境破壊は一旦収束している。また江戸期に入り人口増加・年貢供出のため新田造成がすすめられた結果、既存の柴山が減少し、草肥農法が主流であった当時、残された柴山の利用が頻繁に行われ、山論、即ち村同士で柴草領域を巡って訴訟が度々発生していることが史料から伺える。また、藩の史料にも100か村を超える村々から、御用林の柴草を刈るための運上金が納められていることが記載されている。藩による育林管理は万治3年(1660)にはすでに行われていたようであるが、約30年経った元禄2年(1689)の幕府の役人の視察ではその成果が見られず、一部地域史料に、享保10年(1725)以降、さらに36年後以降にその成果が出始めていることが確認できる。

つまり伊賀国全体の山林資源管理状況は御用林・留山以外の地域は柴山・元山が広がっており、柴山自体は農民の生活のため頻繁に利用され、植層が山林に遷移することはなく、一方元山については植林政策の成果が7~80年かけてようやく出始める状況であったようである。

次に本論文の対象地域である旧阿拝郡をみると、図1にみられるように、御用林が集中していた地域であることがわかる。山深い伊賀において藩財政は専ら山林からの生産物に頼らざるを得なかった政治的・経済的背景から、林産物生産とその資源保護が厳しく行われていたようである。石川村、現石川区の山林資源の特徴は、藩の主要な林産物である竹を数多く生産する地域であったばかりか、松茸については伊賀国随一の生産量を記録している。また伊賀焼の原料である陶土の産地であったが、これについては隣村丸柱が藩より手厚く保護を受けていたのに対し、石川村陶工に対して丸柱の伊賀焼の領域を犯さないように、との比較的ゆるやかな指導がなされていたことから、それほど厳しい陶土資源管理は行われていなかったようである。

### 1-3) 藤堂藩による石川村周辺の資源管理

前項で伊賀全体の山林資源管理状況を概観し、石川村周辺の山林資源特性を確認した。以下同様に石川村周辺の藤堂藩からの山林資源管理に関する資料を確認していく。

#### (1) 竹木に関する資源管理

先述した運上竹についての制札が石川村をはじめ周辺村全域に掲げられ、その伐採が禁じられている。

竹は毎年切取候恰好を以東数相定め上野へ持来可相渡候 但しはこひ夫は守護夫に割付可申候 竹切此方より出し申ましく候竹の子ノ時分念入藪しけり候様ニ仕、年貢竹の外は百姓家之修理にも遣可申候、みたりに藪切荒し候は、急度可為曲事、但し藪をすこしにてもこぼち畠になし候は可為籠舎事<sup>24</sup> ※太字は著者による。

また、寛永6年(1629)には隣村丸柱山中の土取を禁じて陶土の保護を図ったが、さらに慶安元年(1648)には松山の留山を触令し、その高札を当該地域では丸柱・石川・榎山・波敷野・音羽の五か所に掲げている。

定 比曾河内村

- 一、竹木猥りに伐採する事 併に枝木もきり候事堅く停止の事
- 一、御用のためきり候は、山廻方へ切手を遣し其上奉行を可相添事
- 一、ぬすみ切仕者見のかし候は、其村中越度に可申付事<sup>25</sup> ※太字は著者による。

立山の大松の枝を盗伐した者は過料三〇〇文、枯松を切り倒したものの一本につき一貫文、小松一本たりとも刈取り、株を掘りたる者はいずれも一〇〇文の過料という厳しい取締りを実施した。<sup>26</sup>

このように主要な生産物である竹に関する厳しい制限が設けられ、違反したものには罰金が下されている。その他、旬の時期の竹の子保護目的を含め、竹林に関連する藪に関しても保全するように指示が出されている。そして石川村周辺の松山を留山としているが、これは前項で示したように、松茸の一大産地であり、藩の贈答品や販売品の供給地であることからしても当然の帰結といえるだろう。

さて、一旦ここで留山を「御用林」「御用立山」に区分して阿拝郡におけるその詳細をみることにする。

表 1. 御用林

名	称	東	西	南	北	村	名
松茸山とも		1里00丁		2里00丁		石川村	
〃		4		5		丸柱村	
〃		1		5		丸柱村	
		25		10		音羽村	
		6		3		音羽村	

※参考文献『故さとの歩み 阿山町』P261~262より作成。

表 2. 御用立山

名 称	タ	テ	ヨ	コ	村 名
先年ヨリ松林ノ内		300間		180間	丸 柱 村
〃		300		200	音 羽 村
落合山		90		60	円 徳 院 村
西山		110		61	河 合 村
米之尾山		120		120	波 敷 野 村
宮ノ西山		65		53	馬 場 村
松ヶ岸山		80		25	田 中 村
構谷山		110		100	馬 田 村
宮ノ東山		100		80	千 貝 村
川落浦山		120		60	石 川 村
南山		65		40	内 保 村
ほの木山		100		100	玉 滝 村
松合谷山		146		110	湯 舟 村
東山		150		60	下 友 田 村
南山		130		50	中 友 田 村
南山		150		25	上 友 田 村

※参考文献『故さとの歩み 阿山町』P261～262 より作成。

以上、比較しやすい隣村、丸柱村と石川村を比較すると、御用立山の面積では、石川村は丸柱村に比べて13パーセント程度である。対して御用林面積では1里を36町(=丁)とすると、丸柱村の御用林の面積をすべて合計しても石川村の1パーセント程度に過ぎず、圧倒的な面積差が確認できる。これは前項で示したように丸柱村は特産品として伊賀焼が厚く保護され、その背景として原料となる陶土が山に広く分布し、かつ適切な燃料である松林も確保する必要があったからであろう。これに対し、石川村は伊賀国随一の松茸の産地で、そのための松茸山と呼ばれる松林が必要であったのが原因と思われる。このように隣村同士ながら明確な対比が確認されるのは事例として非常に興味深い。

## (2) 松茸に関する資源管理

伊賀国中に17か所の松茸山が留山として存在し、特に生産量の多い丸柱、石川村に関する史料が残っている。

正保3年(一六四六)8月、加判奉行より丸柱村庄屋加兵衛、伝次、石川村庄屋源左エ門、のほか両村の山廻六蔵、三太郎に対し、

一、まつたけやがて出可申 法度之儀可申付候、明後六日に上野へ可罷越候也  
という召喚状を発している。<sup>27</sup>※太字は筆者による。

伊賀における松茸の運上はその総数が53, 697本と定められていたようで<sup>28</sup>

その内訳を表にすると

表3. 伊賀における松茸運上量

場 所	生 産 量	割 合 ( % )
石川山	39,041	73
槇山	9,095	17
丸柱山	3,890	7
川合山	1,172	2
その他	499	1
総数	53,697	100

※参考文献『故さとの歩み 阿山町』P260より作成。

以上となる。このように総数が定められていた結果、残りの収穫分については特定の業者によって処理されたようである。

覚 石川村  
 一、干松茸 三十貫五百目  
 生茸 四百十貫目  
 右の通り山請の者より書付差上げ奉願候  
 石川村山廻 九郎兵衛  
 文政六未年八月 〃 清 助  
 御留処同村庄屋 年寄 29※太字は筆者による。

以上、石川村の記載がみられる山林資源管理の実態を概観してきた。数少ない史料からでも、非常に厳しい管理体制であったことが確認できる。前項で示したように、江戸初期の山林資源が枯渇しつつある状況では、一定期間の厳しい管理は有効であったであろう。しかし、江戸全期を通じて山林・竹藪に関する保護・育成並びに監視は厳重を極め、その結果、為政者側からも緩和策が出されるほどであった。少し長くなるが以下に引用する。

寛永十三（一六三六）年正月二日には、「山林竹木伐取事堅停止候、仮（令）面々四壁たりとも此方へ不相断きり遣候者可為曲事」という禁令が切支丹宗旨改等の最も重要なる項目と共に出されている。百姓の自家の四周のもので切る事は出来ず、百姓自身植えおいた木でも大木になると帳に記載され、その後一切その下草を刈ることさえ自由に出来ず、従って百姓は一問位のびれば人目につかない間に根倒しするというような状態であった。そこで「何分今日では、草家の柱になるものさえ稀で他領の材木を買っている始末、作事も不自由で随分迷惑するので、少しずつでも自分の林をこしらえ、屋敷の周囲にも壺本ずつでも木を植え枝は薪の用にして、後々は草家の柱にも事欠かないようにする為、留山の外は百姓が自分で植えた木材は、役人の指図なくても百姓の気のままに切ってもよいという事にすれば、自然村々には木も多くなり、百姓の子孫も木材を大切にようになるだろうから」という緩和策がとられた事もあった。30※太字は筆者による



地理的・政治的・経済的背景があったとはいえ、このように熾烈ともいえる山林管理はどのように、また誰によって実行されていたのであろうか。次節以降、石川村の特産品である竹・松茸の管理を中心に、どのような管理体制がしかれ、遂行されてきたのか確認する。

#### 1-4) 悪党・伊賀衆と杣無足人

本章の検討対象である、藤堂藩の山林資源管理の中心的な遂行者は「無足人」と呼ばれる人々であった。そのため一旦、無足人達の出自から時代考証を行うこととする。

##### (1)悪党の出現

東大寺は天平勝宝4年(752)4月の大仏開眼の大道場として、当時の日本の富を傾けて創建された大寺院である。旧阿拝郡玉滝荘はその当時玉滝杣、あるいは北杣と呼ばれ、東大寺建立と同時にその寺領として、石川村の北側に位置する槇山を中心とした杣山が孝謙天皇により施入されている。ここで登場する“杣”という言葉は杣山ともよばれ松、杉、檜等の建設用材になる山々を指す言葉である。東大寺ほどの大伽藍を建立するためには相当数の材木が必要であったことは疑いなく、またその補修のためにも常に杣山が必要であった。つまりより近くの便利な地域に、良質で豊富な杣資源を確保する必要があったのである。それに該当するのが伊賀の黒田荘と玉滝荘であり、全国92か所、4000町歩に及ぶ東大寺の荘園のなかでも特にこの二つは有名であった。さて黒田荘といえば「荘園史」に必ず出てくるのが有名な黒田の悪党である。この悪党たちの興起は大まかにいって十三世紀後半とされ、その出自には定説がないようである。彼らは主として荘園領主への年貢の抑留や横領を行い、その結果として荘民は悪党の保護を受けることで、日常生活に安堵の思いをするとともに、無理非道な年貢を拒絶できたのである。当時の“悪党”という言葉は「しっかりした手強いやつ」といった意味合いがあったようで、荘民からすれば、まさにこの意味合いでの“悪党”に相応しい集団であった。ただし、常時保護者といえるほどの善良な人間たちではなかったようである。黒田の悪党同様のはたらきをした北杣玉滝荘の悪党の実態はどのようなのであつたのだろうか。

北杣の悪党というのは東大寺領荘園外の居住者が多く、その活動範囲は広範にわたっていた。つまり彼らは平素私宅に住しながら臨時に結党し、城郭を構え、ときには幾組かに手を分けて所々の寺領に乱入するという行動をとった。<sup>31</sup>

杣地に神出鬼没に出没し、また場合によっては狼藉を働くには、単に「武力」に秀でているだけでなく、杣地でも縦横無尽に動き回れるだけの杣工能力、植生や山の移動に関する基礎知識・技能、即ち基本的な「山林管理能力」を有していたと考えられるだろう。つまり「武力」と「山林管理能力」をあわせ持った、後に「伊賀衆」と呼ばれる国衆の原型をみるのであろう。図2参照のこと。

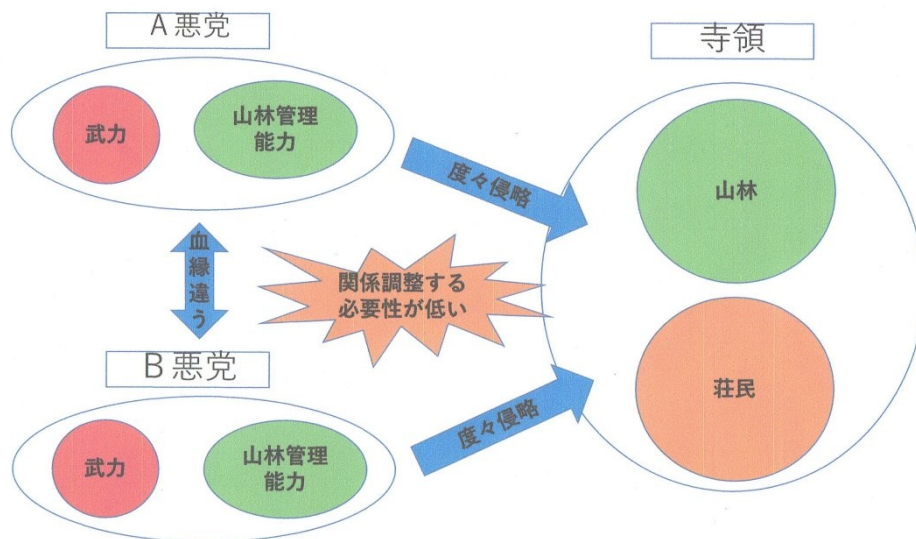


図2.悪党の能力と寺領の関係

(2)伊賀衆—血縁から地縁、水平関係へ—

伊賀国は、室町・戦国時代を通じて、守護による支配が貫徹しないという特徴をもち、かわりに国衆とよばれる国人領主・土豪が結集した惣国一揆によって結束していた。この人々の集団を意味する「衆」という呼称は地名や国名を関することが多く、対して「党」は武士の集団を表す言葉である。「党」は、家格や身分が同列であるものを一括するときの呼称であるとしながらも、血縁につながる人々の集まりを結集の論理としていることがその特徴である。一方「衆」は血縁関係を前提としない。むしろ地縁によって結合する集団といえる。地縁による水平な関係をもつ集団が「衆」の特徴であり、こうした環境を基盤として、一揆結合がはかられた。<sup>32</sup>

つまり「衆」に移行する段階で「武力」「山林管理能力」のほかに「関係調整能力」が醸成されたのである。その関係はもちろん国衆同士、自身の領内の百姓を含むが、この時期伊賀衆は、頻繁に国外への戦闘などにも赴いている。つまり、国外の政治情勢にもあかるく、駆け引きするような、幅広い範囲での「関係調整能力」を磨き上げていったのであろう。「武力」「山林管理能力」「関係調整能力」を最大限に高めた、その成果ともいえるのが、天正伊賀の乱での国をあげての固い結束力での反抗であろう。敗れたとはいえこの際の伊賀衆の戦いから、山林を十二分に活用し、武力を行使し、国衆同士結束を確認し合っていたことが、残された史料などから、その片鱗を伺うことができる。

悪党から伊賀衆への移行に関する図表は図3参照のこと。

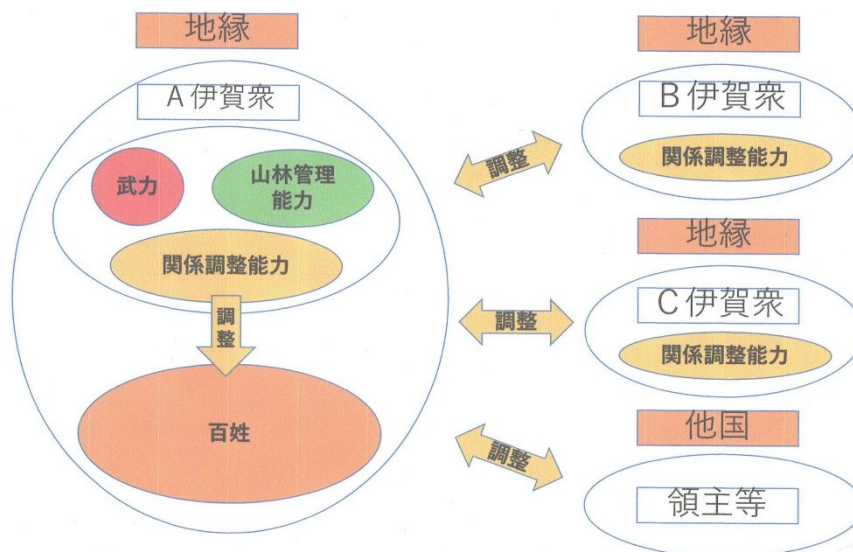


図3.悪党から伊賀衆への移行

### (3)筒井氏による伊賀支配と杣無足人

近世初期の伊賀に関する史料は極めて少ない。そのなかでも信長亡き後、豊臣秀吉によって伊賀の支配を命じられた筒井氏の伊賀豪村支配を示す「代官所法度」のなかに伊賀衆達の痕跡を確認することができる。慶長6年(1601)に定められた「代官所在々法度之事」のなかに杣無足人という記述がみられる。

- 一、御夫遣立之外為私人不可遣事 付り 竹木切取事
- 一、百姓ニ組頭ヲ振付 百姓一人も不散様之事
- 一、杣無足人余之百姓なミニ役儀可申付候、若利屈申候者其名を書付可上置、其をも令無沙汰、忝成事申させ候ハ、其代官可為越度聞可取上事
- 一、井手堤樋何も無油断申付 田畠不荒様之事
- 一、土免之究請取候て在所へ申付相定事

以上 33※太字は筆者による。

本節の冒頭で示したように、天正12年(1584)2月、豊臣秀吉が伏見城造成のために伊賀の木材を買い付けようとした。そのために近隣の大和国を領有し、当時木材の集散市場を運営していた筒井順慶に、奈良における木材の売買を禁止した。これによって領国の森林資源売買によって軍事的な作事に供給することが一時できなくなったのである。この経験から筒井氏は、卓越した伊賀の森林資源を領主権によって確保しようとする意図から、杣無足人という制度をつくったと思われる。

筒井氏が杣無足人という特殊な制度の創出をはかるなかで、中世の国人士豪及び帰農武士を自らの藩政に起用した公算が大きく、武士と農民との中間的身分に位置づけようとしたものと考えられる。これらの政治体制は筒井氏改易のあと、藤堂藩無足人制度のなかで整備されてゆくが既にその先駆的な構想として評価すべきものである。<sup>34</sup>

本来的に杣と密接な関係があった武力有する国人士豪達は、「武力」と「山林管理能力」「関係調整能力」という3つの特徴を有していた。そして天正伊賀の乱を通じてそ

の「武力」の部分で衰退していた当時、残された「山林管理能力」を新しい為政者が注目したのは当然の成り行きといえる。また、衰退したとはいえ「関係調整能力」即ち、惣国一揆で百姓とも近しく、勝手知った間柄であった国人士豪達を、新しい為政者がその統治体制に利用しようとするのもまた道理であった。かくして平和を迎えつつある時代に「伊賀衆」とよばれた国人士豪たちは一旦、「武力」とは別の「山林管理能力」「関係調整能力」を見出され「杣無足人」と呼称され、運用されるに至った。

## 1-5) 無足人制度

### (1) 藤堂家の伊賀入国と無足人制度の背景

江戸幕府は本質において軍事政権であった。藤堂藩も同様であり、徳川家康に命じられて伊賀入国を果たした藤堂高虎は、当時未だ武力を有していた豊臣家への、対大阪方の拠点となるという役割で伊賀に封ぜられた。豊臣家滅亡の後も、徳川幕府にとって西方からの侵略に対し、江戸を守る意味で、伊賀は防御を固める地であることはかわりなかったようである。また、武勇優れる藤堂高虎が伊賀に封ぜられた別の理由として、いまだ伊賀国内に影響力をもっていた「伊賀衆」への対処が必要であったことが挙げられる。

天正伊賀の乱は伊賀衆にほとんど壊滅的打撃を与えたが、なお、在地小領主として、在地土豪としての歴史の伝統が簡単に死滅、払拭されるものではなかった。帰農したものは多くの下手人、被官百姓を有し、名実共に村落の指導者であり、武力、財力を失った者もなお、村落の指導的役割は宮座の伝統や被官の隷属関係にも強固に生き残った。<sup>35</sup>

藩政初期には、治安上、このような影響力をもつ牢人的地侍衆、無足人と呼ばれていた者達の調査が緊急かつ必要不可欠であった。

御書頂戴仕候、然ば伊賀国中窄人引籠り罷在候分、一在所も不残、ひそかに吟味仕、帳を作り上可申旨、奉行□□先度改置候え共、又為念ひそかに吟味仕、よき者あしき者改、帳を作り進上可仕候、将又、無足人之内能者は又改書上可申候間、右之趣御披露可被仰候 恐々謹言

寛永七年九月廿四日

加納藤左衛門

藤堂四郎衛右衛門殿

36

藤堂藩の伊賀入国から少し時代が下った慶安4年(1651)になっても依然、妻子を伊賀に置きながら、他藩領主に仕える伊賀土豪、伊賀衆が存在し、対処に苦慮していたようである。

一、先年伊賀国の者他国より捨扶持を取有之事不届に付、其刻捨扶持持取有之は、悉御国を追放被仰付候、若重て於有之は、一類共可為曲事旨被仰出、(中略)すてふちをとりながらたゞの奉公人の様に申成、在所と他国をかけまきらかし候はんやと、此段疑敷気遣ひ存候、伊賀の国は甲賀のあふれものと隣いたし候故まぎれ者も可有之様に致推量候、若左候は、盗人にかぎあづけ申やう可罷成候 (下略)

慶安四年七月四日

(加納) 藤左衛門

(小森) 小之助

(藤堂) 監 物様

( 〃 ) 四郎右エ門様

( 〃 ) 兵左エ門 様

37

伊賀衆で他国の藩主から扶持をとりながら、妻子は伊賀にしている者が、両国を往来するさまを「盗人に鍵を預けるようなもの」と危険視している。そして「甲賀のあふれもの」という表現に、上長への報告であるから「伊賀」の名がつくものに対して汚い表現は差し控えているものの、甲賀と同様に考えていたのは疑いの余地はなく、いかにも苦々しい思いであったと伺える。つまり彼らが未だ有する「関係調整能力」に畏怖していたのである。このような牢人衆の伊賀地侍は、治安上最も油断のならない存在とされ、追放令とともに、藤堂藩で採用し生活の保障を与える必要があった。そしてその際参考にされたのが「杣無足人」制度であり、これがのちの藤堂藩無足人制度への変貌を遂げるのである。

次条以降に無足人制度をみていくが、一旦ここで無足人の全体像を示す表を提示した上で先に進むこととする。

表5. 伊賀国無足人人員数推移

種類	天明三	文化六	文政二	弘化二	安政四
無足人頭	5	5	5	5	5
藪廻無足人	130	130	129	127	408
山廻無足人	30	31	34	33	32
御目見無足人	128	147	146	150	147
平無足人	933	883	859	846	565
御目見地士	0	0	2	1	0
合計	1226	1196	1175	1162	1162
百姓山廻	34	36	21	45	42

※参考文献『伊賀市史』より作成。

この表の補足として、幕末期の安政4年藪廻無足人の大幅な増員がかけられ、その補充要員として平無足人があてられたこと以外は、人員の上下は大きくなく、ほぼ一定であったことがみてとれる。

本論文の対象とする石川村に直接関係がない「武力」を受け持つ「藪廻無足人」については基本的事項を記載するにとどめ、関係ある「山林管理能力」有する「山廻無足人」と、それを支えた「関係調整能力」有する「御目見無足人」を中心に考察していくこととする。

#### ①「武力」の藪廻無足人

さて、無足人の背景に元「伊賀衆」の取り込み政策があるが、江戸幕府、藤堂藩の軍事的側面に合致する者、特に火薬・火術の扱いに長けている手練れを集団で採用して組織したものが「藪廻無足人」である。この「藪廻」という言葉から、近隣の山城国の藪廻に対して出された「やぶ廻りのしよさ（所作）」などから、山林に存在する藪の管理人と想像する節があるが、実際はそうでない。

まず、伊賀国内の有力な藪をもつ4村には藪廻無足人が少ないか、皆無である。<sup>38</sup> 逆に藪廻無足人の多い村は伊賀北東部、即ち、玉滝・下友田・下柘植・御代・川西・川東・千戸・山畑一帯と、黒田庄一円であり、これは北杣、玉滝杣と黒田杣、即ち古来より伊賀者の本場であり、武術や火術をよくした伊賀衆の地域から選抜されている。つまり「堪銃者」が条件であり、藪の管理能力とは無関係であることが類推される。<sup>39</sup>

また、彼らが1年のうち4か月、1か月のうち6日、鉄砲の訓練を受けていたことも判明している。このことから「武力」の活用を目的とした集団であることがみてとれる。『伊賀国無足人の研究』の著者、久保文武氏はその著書の中で、火縄用なよ竹が竹藪からとれることを指摘した上で、次のように類推している。

然し藪廻り鉄砲衆が、藪廻り無足人となって組織化されるについては、なお、次の様な歴史的背景をも見逃す事が出来ないのである。第一に「藪廻り無足人」は藩の兵備補充の措置であり、何よりも質実剛健を誇り、然も藩財政に負担をかける事の少い予備軍であった。その為には「農兵」が必須の条件であった。然し「無足人鉄砲」という名称が平時には不適切なものであり、元和偃武以後、幕府をはばかり上から、何らかの名称に変更するのが上策と考えられたのであろう。殊に藪の有する経済的軍事的重要性は、その事の故に、藪廻りの名称を無足人制度の根幹をなす「無足人鉄砲」の更名の理由としたものであろう。<sup>40</sup>

以上、簡便ではあるが伊賀衆のもつ「武力」的側面を主に運用したのが「藪廻無足人」であったと確認してきた。名称こそ「藪廻」という山林管理を担うかのような呼称であるが、実際には有事の際に備えた鉄砲衆であり、事実、安政4年(1857)からは「郷鉄砲無足人」と名を改められ、大幅な人員増が図られている。

この他、無足人ではないが、彼らの中から特に出自・武力ともに優秀なものを選抜した15名程度の「伊賀者」の存在が挙げられる。彼らは自分達の村と城下を往来しながら、諜報活動等に務め、藩主の参勤交代時には警備・誘導など主に軍事的活動に従事した。そのような意味では「伊賀者」「藪廻無足人」は藩直属、在郷農兵の差はあるものの、無足人達の「武力」的側面を活用した集団として一括りにできるであろう。

さて、本章の目的は藤堂藩の山林資源管理であるから、実際に藪を含めた山林資源管理を受け持った「山廻無足人」とそれをサポートした「御目見無足人」を中心にその詳細をみていく。

## ② 「関係調整能力」の御目見無足人

- 一、丸柱山中之土取申間敷候、若取に來候者於在之は上野へ召連可相越候事
- 一、山を打廻り念を入可申付候、於助行には山廻庄屋肝煎可為越度事
- 一、上広儀御用に候者切手を可遣候、切手無之者は相渡し申間敷候事<sup>21</sup>

※太字は筆者による。

上は丸柱村の陶土を守るために出された文書であるが、太字が示すように「山廻無足人」は文字通り山を監視することを任務とした。また類似の存在として表5に「百姓山廻」が挙げられるが字が示すがごとく、彼らは百姓であって無足人ではなかった。

山廻無足人の下で同様の任務を果たしたと思われる。また、山廻と同列に記載されている「庄屋」「肝煎」は関係者であり、主に「御目見無足人」が担った。このように山林資源管理の実働部隊としての「山廻無足人」、「百姓山廻」が存在したが、その資源管理実態報告や、逆に藩からの政策・指示を受け取り、公布し、対策を練る役割が必要であった。その役割を担ったのが「御目見無足人」である。

一領壺本下人召連可申事との無足人有之候はば是又大庄屋念入吟味仕、其村之庄屋年寄之一札取可訴之、詮議上申付候者御目見無足人之所に記可申事

元禄三年四月 41※太字は筆者による。

「一領壺本下人召連無足人」は有筋の無足人の条件であり、これが中世以来の地侍筋を意味し、身分的には平無足人より一段格上の上位の家格がみとめられ、経済的にも村内きっての土豪層であった。42彼らは格別な存在とされ、帯刀はもちろん、紬の着物の着用の許可の外、他所へ赴く際には絹の着用さえ許されていた。元禄3年（1690）七月十九日の法令を以下に示す。

御目見無足人八拾四人は格別の者に候間、刀これを免し候、衣服紬これを着すべく候、他所へ参り候時は絹も心次第に着用仕るべく候 43

このような御目見無足人が、村の庄屋を務めることが多かったのは自然の成り行きであり、恒常的に村役人として、藩の民政に関与していたのである。この「庄屋」は村方支配の上位に位置するもので、村の長としての「庄屋」がいて、その補佐としての村役人「年寄」が位置し、その下に「五人組頭」が存在し、最後に五軒を最小単位とした「五人組」が編成されていた。ただ、伊賀国においては「年寄」は「肝煎」等と呼ばれていたようである。庄屋の仕事は主に「村人を把握する人別関係」「年貢や夫役などの負担関係」「土地関係」「火災や犯罪などの治安関係」「幕府や藩が出す法令関係」であり、主に文書を通じて統治・運営していた。

しかし、庄屋、御目見無足人が格別な地位をもち、重要な役職を担っていたからといって完全な特権を有していたわけではないようである。元禄3年（1750）の「無足人可相勤覚」による夫役の免除を一覧表にすると次のようになる。

表6. 無足人夫役免除表

		越夫	川除	普請	道作	状夫	蔵番
家中奉公人	扶 持 人	○	○	○	○	○	○
役付	藪廻無足人	○	○	○		○	
	山廻無足人	○	○	○	○	○	○
無役	御目見無足人	○				○	
	平無足人	○				○	

○印は免ぜられる夫役

※参考資料『伊賀無足人の研究』を参照の上作成。

この図からわかることは「御目見無足人といえども百姓同然であった。」ということである。特権だけに注目すると、百姓ににらみを利かせる権力構造が確認できるが、実際には百姓同然の夫役免除状況である。やはり村内の状況把握や人心の機微を汲

み取るためには百姓が心を閉ざさぬよう、ほぼ同じ条件であることが必要だったのである。しかし、だからといって慣れ合ってもいけないので、体裁上は特権を有し、一部管理者としての側面を提示する機会も重要だったと推測される。

また村外とのやり取りは主に文書を通じて行われるが、村内の人心掌握がなされていないならば、法令等の効果はみられないのは当然であり、また、村内の不満・要望があってもそれを取り持つ庄屋が身近な存在でなければ、開示し、村外のお上にお伺いを立てようとも思わなかったであろう。

後述するが、実際に藩の山林資源の収穫作業等を行うのは、主にその村の百姓達であったから、彼らと良好な関係を維持する意味でも藩・百姓ともに人徳のある人物を庄屋に求めたのである。

藩が求めていたのは理想の庄屋像は、文書の作成や提出、算用（計算）といった事務処理能力だけでなく、それを前提とした公平性や実直さといった倫理性の高い人物であったのである。

天和二年（一六八二）に十六歳で村の庄屋となった島ヶ原村の松村九兵衛は、村中の者から庄屋の務め振りが良いと評判になり、そのことが藩役人の耳にも入るようになった。元禄元年（一六八八）十二月、評定所から呼び出され出向いたところ、加判奉行・郡奉行・郷代官がそろった席で、村の運営について諸事念入りに行い、百姓からの信頼も得ていることの褒美として、鳥目一〇〇疋を拝領した。九兵衛は帰村すると、褒賞の祝いとして島ヶ原村上村の年寄りたちを招いて夕食を振舞い、その後上村の五人頭を招いて酒などを振舞った。このように藩は村政を円滑に行う庄屋を評価し、庄屋も村政の核となる村役人らに配慮を怠らないようにしていた様子がうかがえる。<sup>44</sup>

### ③ 「山林管理能力」の山廻無足人

#### i) 山林巡回

度々提示しているが、山廻無足人は主に藤堂藩の留山、御林に散在する資源保護のため、江戸期を通じて常時70名余りで、その広大な面積を巡回する必要があった。その労力は膨大なもので、無足人のなかでも夫役は大いに免除され、なおかつ扶持米が3～6俵の範囲で支給されていたようである。<sup>45</sup>

#### ii) 山林資源利用時の許可手続き

以下の史料が示すように、藩からの指示等があつて山林資源を利用する際には、その許可申請手続きに関わつたようである。

定 比曾河内村

一、竹木猥りに伐採する事 併に枝木もきり候事堅く停止の事

一、御用のためきり候は、山廻方へ切手を遣し其上奉行を可相添事

一、ぬすみ切仕者見のかし候は、其村中越度に可申付事<sup>25</sup> ※太字は著者による

#### iii) 適切な管理

以下の史料から、藤堂藩の主要な林産物であった竹林に関しては、適切な管理



が求められた様である。逆にそれが遂行されなければ、山廻無足人は当然の事、庄屋・肝煎の連帯責任が問われ、窃盗罪を見逃した場合はその村全員の責任であるとされた。

竹は毎年切取候恰好を以束数相定め上野へ持来可相渡候 但しはこひ夫は守護夫に割付可申候 竹切此方より出し申ましく候竹の子ノ時分念入藪しけり候様ニ仕、年貢竹の外は百姓家之修理にも遣可申候、みたりに藪切荒し候は、急度可為曲事、但し藪をすこしにてもこぼち畠になし候は可為籠舎事<sup>24</sup> ※太字は著者による。

以上、史料に記載された内容から山廻無足人の役割を確認してきたが、ここで伊賀衆から無足人に移行する流れを図にすると図4になる。これを確認した上で次項にうつりたいと思う。

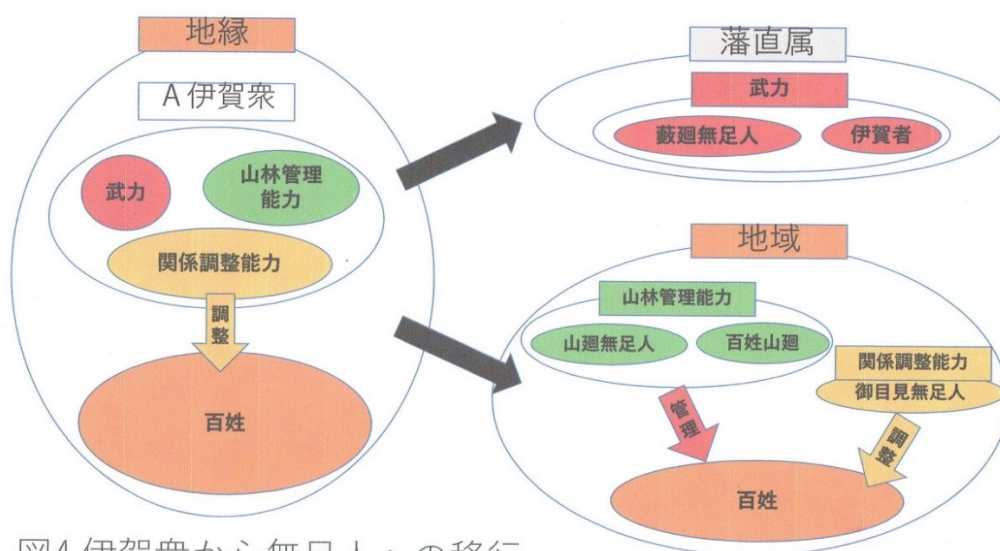


図4.伊賀衆から無足人への移行

#### 1-6) 石川村における山林資源管理の実際

さてこれまで無足人制度とその役割を概観してきた。本節では実際に石川村の山林資源管理に関わったものや史料を確認する。まず、山林資源管理に関わったと思われる人員について、宗国史に記載のある江戸中期、天明3年と江戸後期、弘化2年を比較する。江戸末期安政四年の記録があるが、このときは幕末の戦乱に備えて、藪廻無足人の大幅な増員が平無足人から充当されているため、比較対象とならないため除外する。

##### (1) 石川村における御目見無足人・山廻無足人

【天明3年】1783年

- ・御目見無足人：高森孫右衛門 (1人)
- ・山廻無足人：乾杢左衛門、田矢治右衛門 (2人)
- ・平無足人：安岡源左衛門、安川吉右衛門、安川喜平治、安川兵藏、今堀八弥、鷹森斧右衛門、鷹森茂十郎、鷹森九右衛門、乾藤右衛門、乾善右衛門、安川磯八、百田亀次郎 (12人)
- ・百姓山廻：無し (0人)

【弘化2年】1845年

- ・御目見無足人：高森孫右衛門（1人）
- ・山廻無足人：百田庄次郎（1人）
- ・平無足人：安川鶴松、安川清蔵、安川弥内、鷹森久兵衛、鷹森金兵衛、乾石松（6人）
- ・百姓山廻：清助（1人）

このように「御目見無足人」は同名の子孫が襲名しており、他家との入替えはみられない。文字通り由緒ある地侍の家系としての地位を確保していたようである。次に「山廻無足人」については2名から1名に減少しているが、そのかわり天明3年にはいなかった「百姓山廻」が1名補充され、結果として2名体制での山廻は遂行できたようである。また天明3年には平無足人格であった百田家が、弘化2年には山廻無足人になっていることから、山廻無足人が平無足人から充当されるという制度の実際が確認できる。

60年余りの間に無足人の数が半減しており、比較的人員の多かった、安川・鷹森・乾家は登録されているようである。ただし、記載が消えた田矢・安岡家等は現在でも村内にその子孫が確認できるので、無足人格から百姓格へと異動した可能性もある。次の史料に石川村の御目見無足人と山廻無足人等が確認できる。

正保三年（一六四六）八月、加判奉行より丸柱村庄屋加兵衛、伝次、石川村庄屋源左エ門、のほか両村の山廻六蔵、三太郎に対し、

一、まつたけやがて出可申 法度之儀可申付候、明後六日に上野へ可罷越候也という召喚状を發している。<sup>27</sup>※太字は筆者による。

覚 石川村  
一、干松茸 三十貫五百目  
生茸 四百十貫目  
右の通り山請の者より書付差上ゲ奉願候  
石川村山廻 九郎兵衛  
文政六未年八月 〃 清 助  
御留処同村庄屋 年寄 <sup>29</sup>※太字は筆者による。

石川村は継続して伊賀国随一の松茸の生産地であったため、藩としても直接その状況を確認する必要があったとおもわれる。そのために実際の生産状況を把握する山廻無足人、そして藩士との折衝の上で、格式が必要な御目見無足人の存在が欠かせなかったと思われる。史料には松茸の状況について確認しているが、当然、収穫にあたる村民の状況も大切だったわけで、その点については日夜山を回る山廻無足人ではなく、百姓同然の生活で、日々彼らと同じような生活を送り状況を把握している、御目見無足人が適切だったと考えられる。

(2)江戸期の石川村百姓の状況

次に山林資源の活用にあたって、その収穫・搬出作業などを受け持った村民の状況と

山林資源との関係をみていくこととする。「故さとの歩み 阿山町」によると「宗国史」封疆志伊賀の部を分析した結果、一軒当たりの家族構成は4.26人、本高の一軒当たり収穫高は平均五石五斗二桝五合となり、一石五斗盛の上田でも三反六畝程度の耕作反別となり、いわゆる水呑百姓の形態を普遍化するものであった。<sup>46</sup>とされる。同史料によると石川村の人口は90戸396人であり、石高は190,000である。貢租は常に百姓の生活を犠牲にするほど過酷であり続け、藤堂藩公認文書である「宗国史」所収の章句にすら以下の表現がみられる。

年々骨ヲ折、鹿食ヲ食 星ニ出星ニテ入艱難困苦シテ米穀作り出シ悉ク上納シテハ父母妻子ノ養育スベキ余産モナク 耕作ノ費用モ弁シ難ク成ニヨリ 次第ニ田畑ノ威光薄ク百姓家数人数モ年々ニ減少シ耕ヲ罷テ商売ニカル者多ク成主ナキ田畑支配スレハ庄屋モ身上潰タルモアル<sup>47</sup>

このような生々しい貧困の縮図が垣間見られる状況であった。さて、貢租の内訳は大別して2つあり、一方は「本途物成」即ち、米・麦・豆などの田畑農産物であり、もう一方は「小物成」即ち、山林、原野などの収益・農民の手工業品などの附加雑税である。石川村の運上竹・松茸はこの小物成に含まれるため、附加雑税納入のために村の農民が松茸の収穫にあたったのである。

この章全体を通じて百姓に課せられた規則を鑑みると、山林資源の規制は厳しく、敷地内の竹木すら勝手に利用できないため、他国より材木を購入するような状況、年貢を増収させるための草肥も十分ではなく、留山に利用料を払って投入する有様、田畑に関しては水呑百姓が常態化するような実態、そして田畑や生活用水に利用する水資源にかんしても訴訟や雨乞いが行われているような状態であったことを伺うことができる。

覚

一、照統早魃ニテ田畑難澆致候ニ付村明神江、今廿八日ヨリ来月二日迄五日ノ間雨乞ニ家並角焼籠御願申上候。

西六月廿八日

御加判御奉行様

48

以上、石川村の山林資源管理の実態、管理・報告に携わる山廻無足人、百姓山廻り、御目見無足人、そして林産品の生産に携わる百姓の状況を史料を中心に概観してきた。現代でも高級品であり、当時も贈答品として珍重されていた松茸の伊賀国随一の産地でありながら、その恩恵に十分に預かれなかったであろう、封建時代の百姓達は何を感じていたのであろうか。今後、同村への関与を続け、史料調査に邁進し、明らかにできる機会があることを望んでいる。

#### 1-7) 無足人制度からみえてくるもの

本論文の目的は「忍者関連史跡とそれを管理する地域住民とどのような関係を取り結ぶべきか。」である。その考察のために本章では過去において、同地域の山林資源が地域住民中心にどのように管理されてきたかを概観してきた。

藤堂藩の山林資源管理と無足人・百姓の関係を図に表したものが図5である。

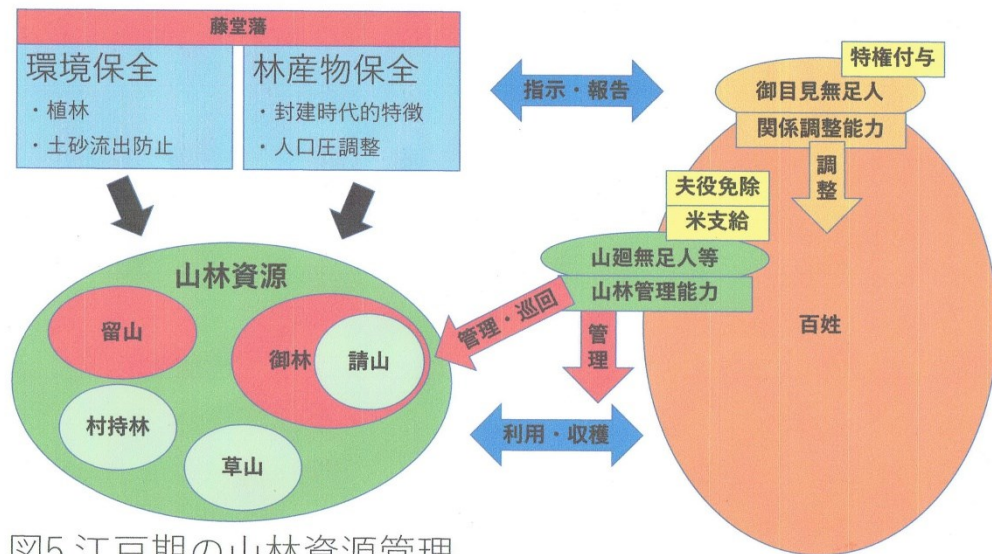


図5.江戸期の山林資源管理

まず、日本全体の状況を見てみると、江戸中期から末期にかけて人口は一定しており、約3,200万人程度であった。武士階級も同様な人口は一定しており、明治5年の壬申戸籍調査に、士族3.9%、卒族(下級武士)2.0%、双方合わせて5.9%、これに明治初期、賊軍にて平民扱いされたものを加えると、約7%程度、合計しても224万人であることが記載されている。対して、農民の割合は約85%程度、2,720万人、約1.2倍、到底武士が直接支配できる人口割合ではないことがわかる。よく知られているように、江戸期は全人口における識字率が非常に高く、支配層である武士階級から、農民・百姓含むその他階級には文書を通じて指示や報告を行っており、その結果中世は全国的に膨大な量の文書が残されている。そのため一説によると、農村部の実態は武士には文書以外確実に把握できず、ある程度の自由な農民達の自治が実現していたのではないかとする意見も散見されるのである。

以上の背景をおさえながら藤堂藩のケースをみると、貢租については、これまでみてきたように水呑百姓の常態化、庭の木さえ自由に切れないなど、税率が非常に高く、百姓の生活を顧みない非常に封建主義的特徴が確認できる。このような政策を実現できた背景には、武士でも百姓でもない元「伊賀衆」、即ち無足人の存在が大きいとおもわれる。山林資源管理に関しては伊賀の地理的特徴から、藩の収益は林産物生産にたよることが大きかったが、圧倒的多数の百姓層に対して、武士層の数が圧倒的に少ない状況であった。管理ができなくなると、木材の過剰伐採によって脆弱化した山林資源の「環境保全」は実現できず、また多くの人口を抱える百姓層が、村内の人口を適切に維持するために周辺の山林資源を過剰に利用することも抑えることは難しくなる。つまり「林産物保全」とそれに関係する収益も保証されなくなる。

そこで運用されたのが「無足人制度」である。その封建主義的背景から「留山」「御林」など、一旦は地域住民である百姓層の立入を禁じ、山林資源は藩の所有物と規定する。立入禁止のまま適切な管理ができないと林産物収益もあがらないので、立入禁止、保全が守られているか巡回・確認しながら、収穫に適した時期にその状況の報告を受けとる。それを踏まえた上で、収穫作業にあたる百姓層に指示を出し、林産物を収穫し、税収等を確保する。

ただし、藩の公式文書にも所々散見されるように、封建主義的締め付けが強いことの自覚もあるので、収穫作業にあたる百姓層の作業効率・生産量が十分確保できるように、指示を的確に伝え、かつ百姓層の精神的・生活面でも配慮を怠らないようにする。

少々現代的な言い回しになるが、山林資源管理に関して、現場の「管理・巡回」を行うのが山廻無足人、藩、即ち山林資源管理本部からの「指示・報告」に関わるのが御目見無足人、さらに実際の収穫作業にあたる現場要員、百姓に日頃から適宜、「指示伝達と情報共有」、「生産意欲向上につながる物心両面への配慮」を藩にかかわって直接受け持つのも、百姓層と同じ村で生活する御目見無足人だったといえよう。

本来、このような技能・管理能力を外部から導入した場合、相当な時間と労力、現場との齟齬が生じるのは避けられないものである。しかし、藤堂藩がおさめる伊賀国には「伊賀衆」が存在した。図4が示すように、地理的・政治的背景から長い年月をかけて伊賀衆は「武力」「山林管理能力」「関係調整能力」を醸成し、活用してきた。これを藩の目的にあわせて「伊賀者」「藪廻無足人」「山廻無足人」「御目見無足人」等に振り分けて運用したのである。この地域の自然・環境・住民とともに醸成された能力を現役で有する、彼ら無足人が存在したからこそ、藤堂藩はこのような山林資源管理体制を、比較的スムーズに確立できたのであろう。さて、先に「江戸期の人口はほぼ一定であった」と述べた。このことに関してもう少し詳しく、文献を引用すると

だが、何よりも森林への負担を減じる上で大きな役割を持ったのは、人口の停滞という条件であった。人口停滞の実現と、節約という欲望の抑制が、森林にかぎらず環境資源に対する総需要を抑制し、実現するうえで、江戸システムの維持を実現したという点では最も特徴的で重要な要因であったといえよう。<sup>49</sup>

山林資源管理、即ち環境問題の側面から考えるにあたって、人間側をある程度突き放して考える必要がある。藤堂藩においては封建主義的性格が非常に強く、結果、百姓層に対して非常に厳しい山林資源管理体制が敷かれることになった。史料に伺える百姓の生活の惨状には心を痛めるような描写も多い。しかし、江戸末期には日本国内には兀山が広がっており、人口を維持するための森林資源が枯渇しつつある状況だったことを考えると、単純な「産めよ、増やせよ」の人間至上主義で環境を破壊してきた諸外国の事例に比べて、ある種冷徹に人間を相対化して、山林資源管理を冷静に遂行してきた江戸期の経験をないがしろにはできないはずである。

そしてその冷徹・冷静な山林資源管理の裏側に元伊賀衆、無足人達の活躍があったのである。現在、「伊賀衆」「伊賀者」「藪廻無足人」等、忍者の有する「武力」面に関する研究は数多いが、「伊賀衆」を成り立たせたその他の要因「山林管理能力」「関係者間の調整能力」の側面については、もう少し日の目をみてもよいのではないかと考える。特に本論文のように「地域の山林に散在する忍者関連史跡」について研究を行うならば、これらの側面を検討することは避けては通れない要素であると考えるのである。

## 第Ⅱ部 農山村が抱える課題と伊賀の現状

第Ⅰ部において江戸期の藤堂藩における山林資源管理の実態を概観してきた。本論文の目的である「忍者関連史跡を管理する地域住民・コミュニティとどのような関係を取り結ぶべきか」を検討するには当該地域の過去に学ぶことの他に、現在、当該地域の地域住民・コミュニティがどのような課題を抱えているのかという視点をないがしろにするわけにはいかない。相手と向かい合わないものに関係を取り結ぶことはできないからである。第Ⅱ部ではまず現在の日本の農村地域が抱えている課題を検討し、本論文の対象地域には「新しい内発的発展論」、即ち村外との交流を取り結ぶあり方が現実的であることを提示する。そして代表的な交流の形態として「観光」「移住」を取り上げる。「観光」に関しては、外部の人間が引き起こしがちな問題として「観光公害」を取り上げる。次に比較的閉鎖的な伊賀地域の山村での交流を促す上で「移住者」の存在を検討することとする。

ただし第1章において、現代までの戦後農政の施策を丹念に追うと、本論文の目的とするところにはたどり着けないので、試行錯誤を繰り返しながら戦後日本農政や地域コミュニティがたどり着いた農村ビジョン、「新しい内発的発展論」を中心にみていくこととする。

### 2-1) 農山村が抱える課題

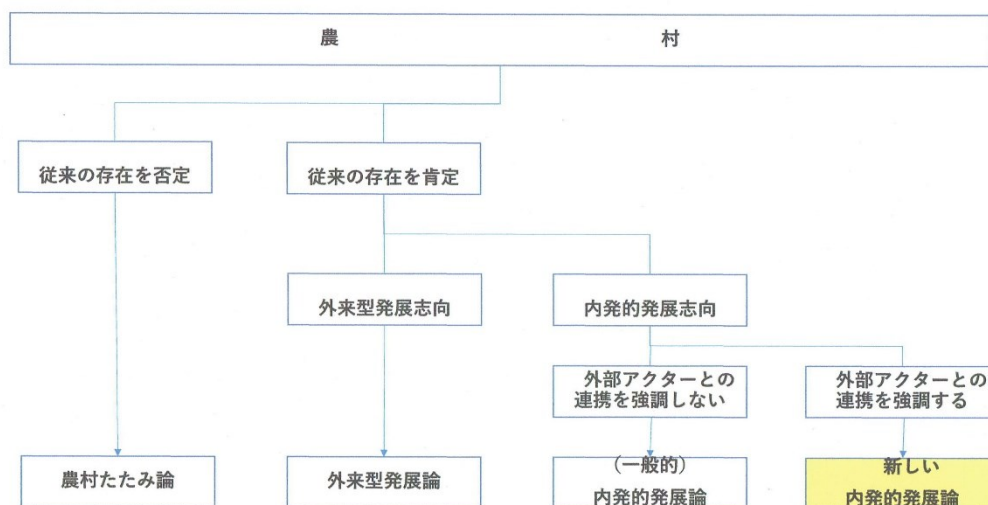


図6.農村ビジョンの位置づけ

#### (1) 農村たたみ論

図6が農村ビジョンの位置づけであり、左から右にかけて試行錯誤を経て生み出されてきた農村ビジョンである。「農村たたみ論」から簡潔に説明すると、1981年「臨調・行革路線」から生み出された新自由主義改革路線が契機とされる。その論の主張するところの代表は、増田悦佐氏による「保護のもとに置かれた産業や地域が衰退するのは人間が無気力になるから」「過疎地域がますます過疎化するのはいいことだ」「人を大都市に集めれば日本経済は復活する」という議論に集約される。<sup>50</sup>

現在では「田園回帰」の動きがみられるように、この流れは留まったかのようにみ

える。しかし近年でも農業経営に係る農地集約化議論において「優秀な企業に農家は農地を供出すべきである」など農家・農村は不要であるかのごとき意見が産業界から頻出するなど、2000年以降「農村たたみ」の動きは様々な機会に何度も登場する主張である。

## (2) 外来型発展論

この論の淵源は1962年に閣議決定された「全国総合開発計画」の拠点開発方式にある。

要約的にいえば、次のようなプロセスである。まず、当時の基軸的産業であった素材供給型重化学工業を公共投資を集中した国内の複数の地域拠点（新産業都市および工業整備特別地域）に誘致する。それにより重化学工業とその関連産業の発展を促進にする。そしてこの拠点地域での食料需要の増大や雇用機会の拡大を媒介として、後背地に位置づく農山漁村にその開発成果を波及させ、産業としての近代化や所得増大を図るというものであった。<sup>51</sup>

これは農山漁村側からみれば、地域内からの発展ではなく、また地域の主要産業である農林水産業の成長にはよらない、あくまで外部の経済的活性化に依存するものであった。さらに1980年代後半からはバブル経済期のリゾート開発の波が押し寄せ、農村ではリゾートブームが発生した。いわゆる「ホテル」「ゴルフ場」「スキー場（あるいはマリーナ）」の三点セットとよばれる民間資本による大規模リゾート施設の誘致が図られた。

しかし、円高ドル安下で製造業が「海外に逃げる」状況となり、またバブル経済崩壊に伴い、リゾート開発の多くが頓挫することにより、外来型発展論は収束していくこととなる。

## (3) 内発的発展論

2005年、「全国総合開発計画」の根拠であった国土総合開発法は「国土形成計画法」に改正された。検討すべき内実は新たに策定された、2016年の第2次計画に顕著である。

地域づくりに当たっては、外部から画一的な取組を押しつけることなく、たとえ時間がかかっても、地域・住民等が合意形成に向けて話し合いを繰り返し、自らの意思で立ち上がるというプロセスが重要である。一人一人が当事者意識を持ち、地域の産業、技術、人材等の資源を活用しながら、地域の実情に応じた内発的な発展を実現させることが期待される。<sup>52</sup>

この文章にみられるような「地域づくり」という言葉は、バブル崩壊以降に多用された言葉である。バブル期のリゾート誘致のあり方への反省から「内発性」「地域活性化」「革新性」が包括されたのである。とはいえ、「内発性」「革新性」「従来とは異なる状況や新たな仕組みづくりを内部に作りだす」などをいきなり言われたところで、戸惑い、頭をひねってしまうのもまた事実であろう。いきなり突き放されて「内部だけ、自分達だけで革新的な何かを産み出せ！」と満面の笑みで期待されても困惑の極みである。様々な試行錯誤を経て、一部、革新的なアイデアを温

めていた農村内部のリーダーは別として、何らかの外部からのアプローチが必要であることが、徐々に明らかになっていくのである。ただ「地域のことは地域の方が一番よくわかっている。その意見を尊重しよう」という、いわゆる国際農村発展論の中で主張されてきた「Farmer First」の基本理念に日本農政が、ようやくたどり着いたことは大きな進展であるといえよう。

#### (4) 新しい内発的発展論

ここでは近年注目されている地理学研究者、宮口侗弼氏の一連の研究を論拠としていく。氏の議論は次の2つの点を常に意識している点が特徴である。第1点は「人口減少」である。

過疎があらわになったということは、従来の行き方では地域は保てないということである。この時点で腹を据えて『山村とは、非常に少ない数の人間が広大な空間を面倒みている地域社会である』という発想を出発点に置き、少ない数の人間が山村空間をどのように経営すれば、そこに次の世代にも支持される暮らしが可能になるかを、追究するしかない<sup>53</sup>※太字は筆者による

この発想は、日本人の総人口が減少していることを視野にいれるならば、山村問わず、国内のあらゆる場所にも適応されうる、普遍性の高い主張である。次に、第2点目として挙げられるのは、このような新しい仕組みを作り出すために「交流の価値」を強調しているという点である。

今までにない発展のしくみをつくるヒントは、自分の属する地域や系統を考えるだけからは生まれない。そのヒントは異質の系統の中にこそ潜んでいる。したがって、異質の系統との行き来や交渉すなわち交流が、新しい発展には不可欠になる<sup>54</sup>

以上2点をあわせて、都市農村交流を推進することを説いている。特に2点目については日本の農山村は比較的強固な地縁型コミュニティが集落として存在しており、閉鎖性からの脱却が新しい仕組みを作る上で課題になっていることを、宮口氏自身が痛感しているがゆえの主張であろう。そして後述するが、本論文の対象地域である伊賀の農山村における閉鎖性もまた、比較的強固であるため、今までにない発展のしくみをつくるためには「交流の価値」の重要性を継続的に強調することが重要となってくる。

さて、次に都市農村交流の内実を確認していくが、初期の活動として「グリーンツーリズム」活動が挙げられる。農山村を訪れる都市住民が、そこで新たな発見をし、その現場に居合わせた農村住民が感化され、自らの地域再評価につながることが確認されている。

現在ではさらに一歩踏み込んだ「協業の段階」に入っている。ボランティアやインターン、短期定住を伴う労働提供や、本格的な企画提案への参加の形での「交流」も進み始めている。このような活動を通じて、内発的発展は「内発的」といっても、外部アクターの存在が重要であることが、認識され始めているのである。現在すすんでいる事態からみえてくるものを以下に引用する。

単に閉じられた状態を否定するだけでなく、むしろ外と開かれた交流が地域



の内発性を強めている点で新しい状況を生み出している。つまり、交流を内発性のエネルギーと認識する新しい内発的发展論（交流型内発的发展論）であり、それが宮口氏の議論を内発的发展論に引きつけることにより見えてくるのである。55 ※太字は筆者による

このようにして、様々な試行錯誤を経て、従来の内発的发展論から、新しい内発的发展論が生み出され、現在に至るのである。

以上、本章では戦後の日本農政や地域コミュニティの試行錯誤の結果、「新しい内発的发展論」のあり方が、現在取り組まれている主要な課題となっていることをみてきた。もちろん「農村たたみ論」の部分でもみられたように、業界や地域によって課題が異なってくるのは当然である。しかし、本論文の目的は「忍者関連史跡を管理する地域住民・コミュニティとどのような関係を取り結ぶべきか」であるので、地域住民を除外することはあり得ない。また、「従来からそこにある忍者関連史跡にどう関わるか」という点からも「外来型发展論」は該当しない。

また、伊賀の農山村の住民にとって忍者関連史跡は「自分の敷地内に存在することを知っているが、それ以上ではなく半ば放置している状態」が普通であり、その状態が何十年も続いてきたのである。比較的閉鎖的な山村であり、次第に高齢化・人口減少してゆく状況の中で、忍者関連史跡を知る人すら減少の一途をたどっている状況である。日本国内における農村人口は2017年で8%にまで減少していることを考えると、従来型の「内発的发展論」に期待するのは難しい状態にある。

一方、「はじめに」で示したように村の外部には、世界中から「忍者関連史跡を知りたい、感じたい」と思っている人間が潜在的に多数存在する。今後、全国的に人口が減少することを前提とするのならば、「交流」「協業」のかたちで「忍者関連史跡」等に一時的に「交流人口」を増やして管理作業を行い、その際の宿泊、観光、研修など、両者を良い形で取り結ぶことがより現実的である。このような意味から「新しい内発的发展論」のあり方、村内・村外の交流のあり方を模索することが現実的、かつ緊急に必要であると考えられる。

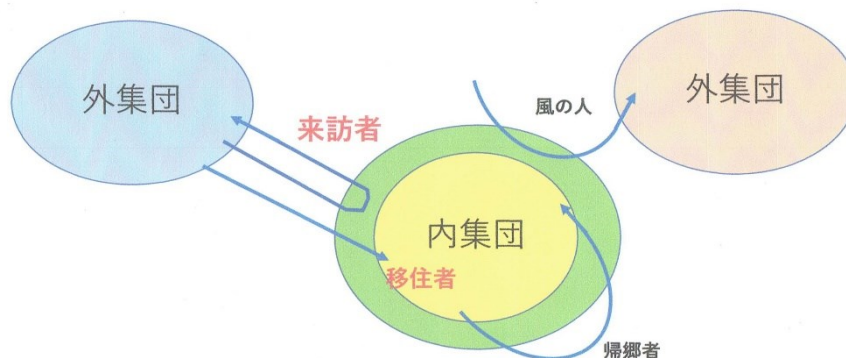


図7. 「よそ者」の多様な交流のあり方

次に「交流」に関わる人物から本論文で取り上げる対象を絞ることとする。図7は「よそ

者」の交流のあり方を図に示したものである。内集団は二重構造化しているが、これは閉鎖的な農村が容易に外部に心を開かないことを示したものである。同質性が高く、「帰郷者」も外部の価値観を有するものの、帰郷したら基本的に内集団の同質性を乱さないことが多い。「風の人」は短期で、外部から内集団周辺部に住み、しばらく滞在したらまた別の外集団に移動していく人である。地域おこし協力隊なども含まれるであろう。当然、内集団の核心まで触れる機会はない。本論文で対象とするのは外集団に属し、一時的に訪問する「来訪者」、そして外集団より完全に移動し、住み着く「移住者」である。閉鎖性が高い内集団にとっては、外部の価値観を有しながら内集団の核心まで踏み込み、内外の価値観を照らし合わせようとする力を秘めたのは「移住者」であるといえる。もちろん多様な交流のあり方・事例があるはずだが、本論文の対象地域の特徴・現状を踏まえて「来訪者」「移住者」に絞って考察することとする。

## 2-2) 交流からみえてくる課題

### (1) 観光公害

本論文の冒頭でインバウンドの影響から、「忍者を含む日本文化をより知りたい、感じたい」と思う訪日外国人が多数存在することを指摘した。伊賀・甲賀地域の忍者関連史跡については今後その影響が出るであろうが、「日本文化にアクセスする」という意味では、既に京都をはじめ、多くの外国人が観光客として日本各地を訪れている。つまり「来訪者が観光という形での交流を行う」事例が国内で確認されているのである。これが基本的に問題のない状態なら、すぐにでも検討・適用できそうなものであるが、実際はそうではない。いわゆる「オーバーツーリズム」「観光公害」の問題である。

「忍者関連史跡を管理する地域住民・コミュニティとどのような関係を取り結ぶべきか」という本論文の目的において、交流の一形態「来訪者」の先行事例の問題点を見過ごすことはできない。以下、来訪者に関する「観光公害」の海外・国内事例を参照していく。

#### ① 「バルセロナモデル」の崩壊

バルセロナは1992年のバルセロナオリンピック開催を機に、旧市街や観光名所の整備による「まちおこし」を本格化させた。「DMO (Destination Management/Marketing Organization) 即ち、観光地域作りにおいて、戦略策定やマーケティング、マネージメントを一体的に行う組織体」を世界に先駆けて組織し、都市再生と観光振興を結び付けた。当時、同市が取り組んだリバイバルプランは話題を呼び、都市再生と観光誘致の理想形としてその名を世界に轟かせた。

しかし、2010年を過ぎた頃からその反動が表面化する。年間4000~5000万人の観光客が押し寄せることで、交通渋滞・ゴミ問題・治安の悪化・土地代の高騰で観光繁忙期に働きに来ていた労働者が滞在する場所がなくなり、サービスの担い手不足が生じる、など様々な問題が噴出した。住民の仕事環境・住環境・自然環境の課題が頻出し、結果「観光が町を殺す」といったビラが配られるまでになり、観光戦略の優等生だった同市が現在「ノーモアツーリズム」の先頭にたっている状態であ

る。56

## ② 京都のオーバーツーリズム

京都の名所、伏見稲荷大社や紅葉で有名な東福寺などが、過剰な観光客で立錫の余地がないことは既に周知の事実である。「舞妓・芸妓パパラッチ」の出現や、マナー対策のための看板が寺社仏閣にいくつも立てかけられ「看板公害」と揶揄される状況も生み、古き良き京都を愛した文化人・教養人は足を遠のけつつある。祇園祭の宵山、地域の住民のための祭りも観光客に占領され、祇園祭に関わる市民たちからも「オーバーツーリズム」に対して疑問を抱く者が増え始めている。

まさに、急激な観光客増加により調整が効かず「外国人観光客の急激な増加が地元に住む住民の生活環境の悪化につながっている」典型例だといえる状況である。特に京都は長い歴史と伝統を有するが、一部業者が外国人観光客からの収益を最優先しすぎることで、文化的な問題も生じている。いわゆる「ゾンビ化」「フランケンシュタイン化」、そして「文化の稚拙化」である。

### i) 「ゾンビ化」「フランケンシュタイン化」

伝統文化を守っていくには、とるべき選択肢が二つあるとされ、一つは昔の様式やしきたりを、そのまま守っていくやり方を選ぶことである。その代表例が能楽である。ただし、昔のままに伝えていくやり方は、時に文化を化石化させ、今を生きる人達にとって無意味なものにしてしまう恐れがある。その場合には、生きていくようで、実は生きていない「ゾンビ化」と表現される。

二つ目が核心をおさえながら、時代に合わせて姿・形を柔軟に変化させていく方法で、これは文化の健全な継承のあり方である。ただしこれも核心への理解がなければ、本質と異なるモンスターを生み出してしまう。これが「フランケンシュタイン化」である。

長年、日本に滞在しながら観光業に携わっている、アレックス・カー氏はこの「フランケンシュタイン化」の例として「外国人観光客を相手にした、安価な着物を扱う小売店やレンタルショップの流行」等を挙げる。

これらの現象は日本の文化や伝統に対する観光客や事業主の無知、という表現的な問題だけでなく、**根本に別の要因があります。それはすなわち、当の日本人が自分たちの伝統の着物や、町家のような空間の継承を放棄したということです。**まがい物の着物や逆さの傘は、単純に「デザイン目線」から生まれたものではなくて、「**観光客を喜ばせるために、無理に創造した日本**」として、ほかならぬ日本人がつくったものなのです。…残念ながら現在の日本では、いたるところに「文化の空白」が生じてしまっています。そして空白が広がった結果、それを喜ぶフランケンシュタインが入り込んでしまった、ということなのでしょう。57※太字は筆者による

### ii) 「文化の稚拙化」

歴史的な文化や文化財を扱う人たちが、本来の意味合いを忘れて、観光客向けに安っぽいものを提供する流れを英語で「dumbing down」「稚拙化」と呼ぶ。アレックス・カー氏は歴史的寺院や神社、境内、美術品の真横まで安易に「ゆ

るキャラ」を登場させる姿勢などを、日本文化の「稚拙化」と表現している。文化財を管理している人たちには、「保存」と「維持」だけでなく、次世代の日本人と訪日外国人に、日本文化の真髄を伝える義務があります。予備知識のない観光客だからこそ、質の高いものを見てもらい、その「目」を底上げする努力が必要です。…観光には教育的な側面も含まれます。分からない人たちに合わせて稚拙化を行うのではなく、最高のものを親切な形で提供してこそ、文化のレベルアップは果たされるのです。<sup>58</sup>※太字は筆者による

安易な対処ではなく、観光の本格的な「国際化」が必要だと氏は主張する。<sup>59</sup>観光客を喜ばせるだけの姿勢を脱して、国際化を見据えながら自分たちの文化としっかり向かい合うことの重要性をかみしめるべきであるといえる。

### ③ 日本国内の地方の観光公害事例

#### i) 竹田城跡

兵庫県朝来市「竹田城跡」は日本のマチュピチュと呼ばれ、一時期ブーム以前の数十倍の訪問者が訪れた結果、史跡の損傷が激しく、地中に埋まっていた16世紀末の天守閣の瓦が露出し、踏み碎かれるなどに被害が相ついだ。忍者関連史跡にも多くの山城跡が含まれるため、同様の史跡損傷について注意しなければならない。

#### ii) 世界遺産「白川郷」

岐阜県白川郷には受入れ容量をはるかに上回る観光客が押し寄せた結果、京都同様の観光公害が発生している。同地の2017年の年間観光客数は176万人であり、交通網の整備により日帰り客が増大している。しかし「通りすがり観光」が常態化し、宿泊客はむしろ減少している。その結果、地元還元されるお金は増えず、地元人口の減少に歯止めがかかっていない。地方にインスタ映え等する風光明媚な史跡があったとしても、観光誘致のあり方をよくよく考えなければならない、よい事例であるといえる。

以上「来訪者の交流の一形態、観光」と、それに関連して引き起こされる「観光公害」の事例をみてきたが、「観光公害」を経験して、その後改革に向けて進んでいる、先進事例から学ぶべきことは“観光客至上主義ではなく、「適切な管理と制限」であり、「クオンティティ」から「クオリティ」観光への舵切り”である。また質的向上、持続性を見据えた観光のベースとなる「分散化」「小規模化」「長期滞在」という戦略も重要になってくる。

このような「クオリティ・ツーリズム」を担う「来訪者」は、自然や文化を愛し、旅先を大事に思う人であり、決して富裕層に限られるものではない。お金があるというより知的好奇心のある層であり、当然受け入れる側も「フランケンシュタイン化」や「文明の稚拙化」に気を付けて、自らが抱える文化としっかり向かい合う必要がある。以下に「地域のプライドを取り戻すには？」に対するアレックス・カー

氏の返答を引用する。

自分の町に対する誇りです。日本の山奥のひっそりとした土地には、すばらしい景観や文化が残り、人々が代々受け継いできたお祭りや食文化が息づいています。それらこそ、世界からの観光を惹きつける大きな魅力です。そのことに気づき、まず誇りを取り戻さなければなりません。今の時代に力を持つのは、旅行代理店に代表される「エージェント」ではなく、「コンテンツホルダー」です。景観や文化というコンテンツを持つ日本の地方は、その点においてまさしくコンテンツホルダーであり、エージェントに負けてはいけません。一方でエージェントも大事な役割を果たしていますので、彼らにも理解を求め、関係者たちが手をつないで観光の新しい形を一緒に作ればいいと思います。そのような努力を放棄し、自分たちの文化に誇りを持たず、目先の利益で貴重なコンテンツと大事な資源を破壊してしまうことが続けば、それこそ「観光亡国」です。<sup>60</sup>※太字は筆者による

この引用には「伊賀の山中に眠る忍者関連史跡と地域住民とコミュニティ」に当てはまることが多いと思われる。「来訪者」の交流のあり方をみてきたが、実はそれを受け入れる地域住民・コミュニティ側にも、取り組むべき課題があると視点は非常に重要である。次にもう一つの交流形態「移住者」についてみることにする。

## (2) 「交流」における移住者の意味

前項で「観光を中心とした来訪者の事例」をみてきたが、この種の交流は「来訪者」が地域を訪れ、地域への理解を深めることにはつながるものの、彼らが地域の課題解決に直接関わることは、基本的に想定されてはいない。

本来、地域住民が主体で「地域おこし」を行っていくべきであるが、農村人口は既に2017年では全人口の8%にまで落ち込んでいる。明治大学の小田切徳美は人・土地・むらの3つの空洞化が進む過程で、地域住民がそこに住み続ける意味や誇りを見失いつつある、いふなれば「誇りの空洞化」という本質的な空洞化がその深奥で進んでいることを問題提起している。<sup>61</sup>農山村に関わるものであれば「わしの代で終わりや。」という、「自分たちのいる場所は、もう次の世代の暮らし場所ではない」というメッセージを到るところで受け取っているはずである。全国的な「限界集落」の出現である。このような状況下で地方自治体が繰り返しているのは「自治体間人口獲得ゲーム」の様相を呈していると指摘される場合もある。

定住人口の獲得戦略にに基づく移住・定住政策により、地方自治体が地域おこし協力隊やUIターン者をやみくもに募り、実際に移住が実現したものの、移住後にミスマッチが露わになり、移住者が不本意な形で地域を離れるケースも少なくありません。「地域おこし協力隊 失敗の本質」という資料もインターネット上に公開されており、地域の再生どころか、地域にとっても移住者にとっても不幸な状況さえ生まれていると言えます。<sup>62</sup>

農山村に普及する「移住政策万能論」への警鐘から、移住者数という数的な結果ではなく、移住者の質的な意味が問われているのである。安易に「移住者受入れありき」ではだめで、本来は「なぜ移住者を受け入れるのか」「どんな地域を目指すのか」を

住民同士しっかりと話し合うところからスタートすべきである。つまり「来訪者対応」同様、ここでも「移住者を受け入れる地域側」の主体性が問われるのである。

「地域住民の主体性が根本」「移住者数ではなく移住者の質が大切」この基本を押さえた上で、現実問題として、急速な空洞化が進行する村には、やはり「移住者」が必要なのである。即ち「移住者なくして、地域づくりなし。地域づくりなくして移住者なし。」という関係である。

「移住者なくして、地域づくりなし」については、現在様々な地域サポート人材が地域づくりに関わり、移住者による「起業」「継業」が地域づくりの一環として位置づけられている。つまり、よそ者の活動が地域づくりに不可欠な要素であることは、近年では常識となっているのである。

「地域づくりなくして、移住者なし」については、移住者にとってそこに先住する人々との出会いが導きの糸となる。人々との交流を通じて山里の空間や地元の人々がもっている魅力を実感する。それに感化されることによって移住者自身がまた、村の魅力をも有すること繋がり、それが新たな人を呼ぶ。という連環を生み出すのである。

ここに移住者が定住する上で重要となる「起業」「なりわいづくり」を加味して、本項の内容を図示すると図8となる。

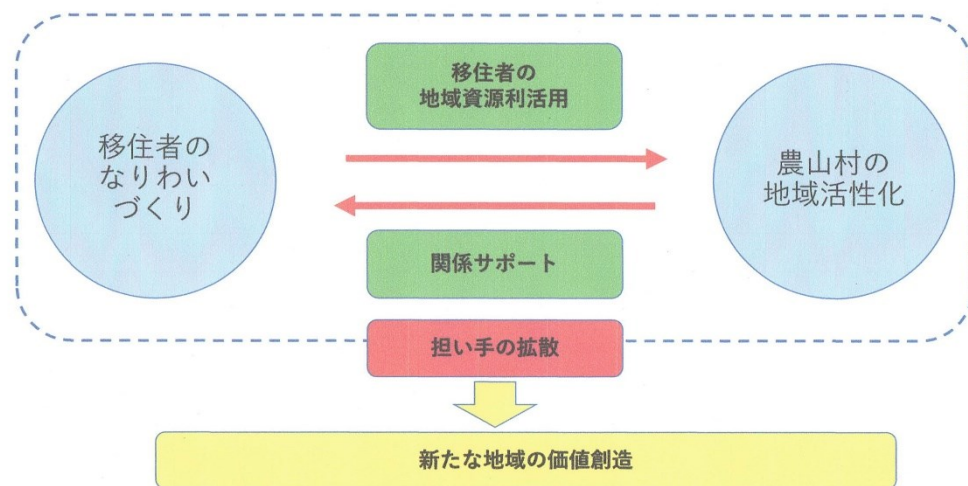


図8.移住者・地域の相互作用

移住者にも生活がある。その地域で生活していくためには、彼らの生活を成り立たせる「なりわいづくり」を行い、その地域にある地域資源の利活用を図ることが重要である。

以上、異なる交流形態「来訪者」「移住者」について先行事例をみてきた。両者にそれぞれ課題があるものの、実はそれを受け入れる「地域住民・コミュニティ」側にも根本から取り組むべき課題がある事が明らかになった。

次章では具体的事例として伊賀市石川区における「移住者」が「なりわいづくり」を行いながら、地域資源の利活用を図り、地域とつながっていく姿をみることにする。

2-3) 伊賀市石川区における「忍者関連史跡」をめぐる交流事例

表7. 伊賀市石川区の農業集落データ表 (2015)

場 所	総戸数	総 人 口 (2010年)	総農家数	就農人口	耕地面積総 数 (ha)	就農人口 率 (%)	農 林 業 経 営 体
石川区	1 1 2	4 2 1	4 3	1 2 5	4, 0 2 7	2 8. 4	2 5

※参考文献「2015年農林業センサス農業集落カード」より作成。

三重県伊賀市石川区は旧阿拝郡、伊賀市北部の現阿山地区に位置する区である。最新の農業センサス調査2015年度版によるデータは上に示す通りである。豆・雑穀類、きゅうり、なす、トマト農家が1軒づつ、ほうれん草露地栽培農家が2軒、果樹類については「その他の果樹（露地）」が1軒だが、おそらくブルーベリーを指すと思われる。これらを除いてほぼ稲作のみ行っている。林業のみ行っている農家はなく、兼業で行っている経営体が25軒である。江戸期に村の主要な林産物であった竹・松茸の生産についてはデータには記載されていない。1980年に刊行された『故さとの歩み 阿山町』には阿山町の木はアカマツであり、いたるところにみられるが、松茸については

一部は松茸山として下生植物の刈り取り等も行われていたが、大部分はアカマツも生育悪く足も踏み入れられないほど藪化している。利用価値が少ないために所有者が手ばなしやすく、価格も安いので住宅地等の造成にねらわれ、またハバチ類、マツクイムシによって、植被を破壊しているのである。<sup>63</sup>

と記載され、伊賀国随一といわれた松茸生産の面影はみられない。竹については以下のような状況が記述されているに留まる。

竹林は、モウソウが人家近くに、川原等にマダケ、ハチクが植栽されているが、しだいに利用されなくなり、減少の一途をたどっている。<sup>64</sup>

現在から40年前ですらこのような状況である。以上、石川区では、人口の三分の一弱が農林業に勤しんでいるが、そのほとんどが稲作のみで、竹・松茸生産は途絶えている。兼業で林業もおこなっている農家が25軒あるものの、現在の石川区周辺の山林の荒れた状況を鑑みると、木材生産はあまり行われていないようである。伊賀国でも豊かな山林を有し、多様な林産物を活用していた江戸期の面影はなく、先祖伝来の田畑で稲作を続けている、そのような状況がみてとれる。

以上、石川区の状況を踏まえた上で、僭越ではあるが、県外よりの移住者として著者自身、2018年4月より、同地区で生活を始め、現在に至るまでの1年10か月間の村での、主に忍者関連史跡を中心とした「起業による交流」をみることにする。この際著者自身に関する記載は「移住者A」に統一することとする。また、現在も石川区に住んでいるため、提示できる範囲の記載に留めることは御了承頂きたい。

(1) 「忍者関連史跡、五右衛門塚」を活用した交流の試み

石川区はかの大泥棒石川五右衛門の生地であると知られている。その真偽のほどは別として、五右衛門の墓とされる通称「五右衛門塚」が石川区内の山中に存在する。そ

の所有者はB家（仮称）である。一部の忍者マニアには、その存在や場所は知られており、獣害対策用の金網を避け、藪を漕ぎつつ、訪問しているようで、伊賀市のホームページに「忍者関連史跡」のひとつとして紹介されていた。

石川区には昔ながらの共同墓地はいくつか存在するものの、墓は村中に散在している状況である。住宅・畑・道と共に村の中に溶け込んでおり、村人にとっては普段通りの風景で「自宅の敷地内」といってもよい感覚である。遠方の墓をわざわざ自宅近くまで持ってきているケースも多いが、少数の家庭では、昔から存在する場所から移さないケースもある。B家もこのケースに含まれる。

また、都会と違い農山村では生活の中に「自然」と「死者」が深く参入しており、両者と関係を取り持つものとして、伝統行事を行っている。特にお盆の時期の墓参りは非常に重要な行事として、県外在住者もほぼ村に帰郷し、墓を清め、お盆の行事に参列する。移住者AがこのB家に「五右衛門塚を拝見したい」旨を伝えた際、既に県外で生活する御兄弟がおり、以下のようなやり取りが行われた。

#### ① 「観光地ではなく、自宅の敷地内である」という認識

上述したように山中にあるとはいえ、村人にとって墓は自宅の敷地内同然であり、墓参りが重要な行事であるので、神聖な場所でもある。面談した際には「観光地ではなく、自宅の敷地内と同じである。人の家のものを勝手にSNSなどに挙げることに非常に困惑している。」との見解を示された。伊賀市に連絡し、ホームページから忍者関連史跡として扱わないように幾度か打診されているとのことである。

おそらく先に挙げた「観光公害」の舞妓・芸妓パパラッチ事例のごとく、観光客を意図しない状況下において、観光対象にされたことへの戸惑い、また了承もなくSNSで拡散することへの憤懣も、人として当然感じることであったことは想像できる。面談当初返事は頂けなかったが、後日、移住者Aの素性を確認したのであろう「君は移住者であり、またちゃんとした人でもあるようなので、自分が訪問するのなら問題はない。」として了承頂くこととなった。

ここで確認できるのは、伊賀の伝統的な集落において、散在する忍者関連史跡は、「自宅の敷地内、あるいは生活の延長線上のものであり、外部の存在を意図していない」という観点である。いうならば「忍者関連史跡の所有者の価値観」である。これに対して「来訪者」また「エージェント」にとっては立派な観光資源として目に映るのである。「忍者関連史跡」所有者がみせた戸惑いを図示化すると図9になる。



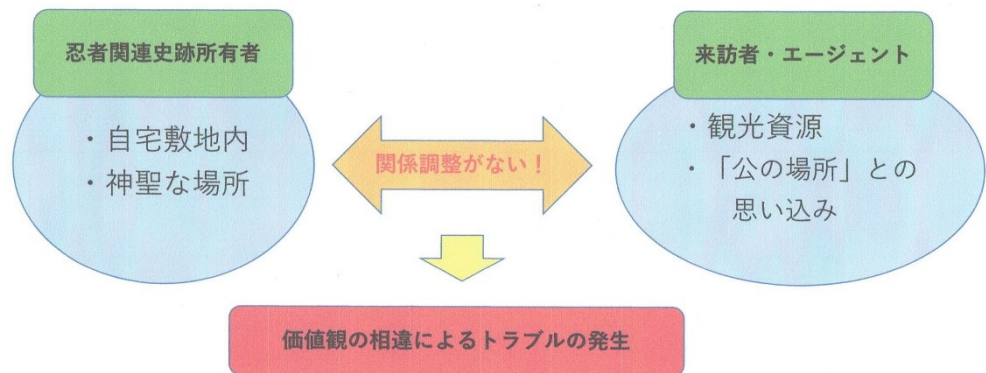


図9.忍者関連史跡所有者と来訪者の価値の相違

② 「忍者関連史跡」所有者の価値を充足する。

B家は村内に存在するが、B家の御兄弟は近隣の大都市圏に住んでいる。上述したように墓参りの時期には先に荒れた山林を管理し、山道を整備し、墓を掃き清めておかねばならない。以前は苦にならなかった山仕事も、体力的に苦しい年齢層に差し掛かっているとのことである。打ち解けた段階で移住者Aは以下のことを告げられる。

『本来なら村に住んで、普段から山道整備をすればよいのだが、大都市圏からではそんなに訪問できず、また体力的にも難しい年齢層になってきた。移住者Aは村に住んでいるのだから、随時管理して、特に墓参りの時期には問題なく通行できるように山道を整備してほしい。そのかわり個人的な研究に忍者関連史跡を調査してもらってもよい。』

この話を受けて移住者Aは山道整備を随時行うことになった。山道をふさぐ倒木を除去し、滑りやすい箇所には倒木を利用した階段を設け、道が崩落している箇所には臨時の丸太橋を設置した。これにより2019年の御盆の墓参りが大変楽になったとの報告をB家より受ける。図10参照。



図10.「五右衛門塚」山道整備

しかし、移住者Aにとってもこれは重労働であり、移住からそれほど時間が経って  
おらず、移住者A自身の「なりわいづくり」も道半ばであった。山林管理に要する時  
間・労力・資機材の維持費等、最小限保証する対価がなければ、持続的に忍者関連史  
跡の維持管理は続かない。そこで、移住者AはB家に対し

『近隣対策を十分行った上で、良識のある範囲で、忍者関連史跡である五右衛門  
塚に来訪者を連れてきてても良いか。その際に維持管理に要した労力や資機材維  
持費を回収できるだけの訪問費用を徴収できるようにしてもよいか。』

提案する。即答はなく「近隣の方に相談する」旨を受け、しばらく経った後了承さ  
れ、「五右衛門塚の出自についても調査してほしい」旨も承る。忍者関連史跡への調  
査・訪問・活用の相談を持ち掛けてから1年以上が経過していた。

この了承を得たのちに、忍者関連史跡として「五右衛門塚」訪問と、五右衛門風呂  
体験を企画して現在に至っている。以下図11に「五右衛門塚」活用例の新聞記事の  
一例を示す。



図11.「五右衛門塚」活用例

(2) 交流事例のまとめ

これまでに流れを図示すると図12になる。

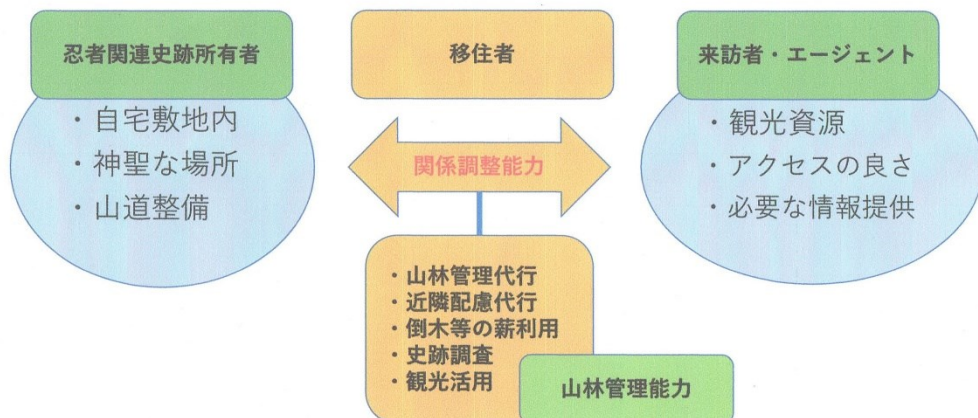


図12.忍者関連史跡所有者と来訪者の価値の調整

本論文の目的である「忍者関連史跡を管理する地域住民・コミュニティとどのような関係を取り結ぶべきか」について、この五右衛門塚の事例は二つのことを明らかにしている。まず1点目として「忍者関連史跡所有者・コミュニティ側と来訪者の価値観は必ずしも同じではない。両者に齟齬を起こさないためには、関係を調整する能力が必要である。」ということである。2点目は「忍者関連史跡の多くは山林に散在し、全国的な山林管理不足から、そこにアクセスするためには、山林管理能力が不可欠である場合が多い。」という点である。

1点目に関して本論文の冒頭で述べたように、クールジャパンの一環として「忍者コンテンツ」を訪日外国人増加の呼び水としていることから、いずれバルセロナ、京都の事例で参照してきたように、過剰な観光客圧力に対して、適正な管理・コントロールが必要であることをみてきた。また並行して安易な迎合によって地域の文化を損なわない様に、地域住民自体が、自分達のもつ文化について考える必要があることも確認した。この点に関しては現在、地域の内発的発展を果たす為には外部からの交流が不可欠であること、具体的には「移住者なくして地域なし。地域なくして移住者なし。」といわれるように、移住者を通じて自分達の文化を掘り下げる作業が現実的であることを、戦後農政の歴史から確認した。本事例でも内外両者の境界線上に位置する移住者が両者の価値を押し量った上で関係を調整してきた。

次に2点目に関して、山林管理能力を有する地域住民が忍者関連史跡の管理を行っていれば良いのだが、林業の担い手不足や人口減少、また山林の個人所有の実情をよく知っていることから、内発的に管理を申し出るケースは稀であると思われる。今回の事例では「来訪者」としての視点も持つ移住者が、その知的好奇心を発端として、忍者関連史跡にアクセスするための山林管理を行っているが、これも非常な重労働で、無償で対応することは困難な状況であった。図8に示すように「移住者のなりわいづくり」に関連させてこそ持続可能な活動となり、「地域の担い手」を育むことにもつながること考えると、「山林管理能力」と「その対価としての報酬」は不可分な関係であると推測される。ここで思い出されるのは、江戸期の山廻無足人の夫役免除と藩からの米三俵程度の報酬である。つまり、ここでも「山林管理能力とその対価としての報酬」が確認できるのである。

以上、本論文の目的「忍者関連史跡を管理する地域住民・コミュニティとどのような関係を取り結ぶべきか」を石川区の事例を鑑みて図示化すると図13となる。

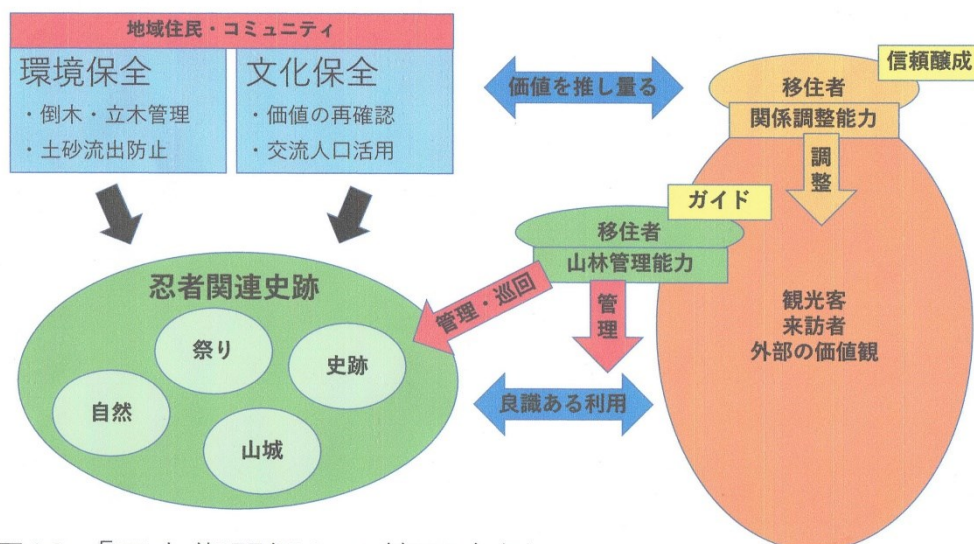


図13. 「五右衛門塚」の管理事例

本章の石川区の事例は、完全に現代における事例検証である。しかし、検証をすすめるにあたって、「関係調整」「山林管理」「山林管理に対する対価」等々、不思議と江戸期の藤堂藩と無足人の関係に似たキーワードが頻出してくる。そこで次章では江戸期と現代の、忍者関連史跡を含む山林管理とそれを内包する地域との関係性を比較し、そこからみえてくるものについて考察することとする。

## おわりに

ここでは「図5. 江戸期の山林資源管理」と「図13. 五右衛門塚の管理事例」を並列した上で比較検討する。それを通じて本論文の目的「忍者関連史跡を管理する地域住民・コミュニティとどのような関係を取り結ぶべきか」についての考察を深めることとする。

### 1) 考察および結論

まず、図の左上から確認すると、江戸期において山林所有権は藩にあり、木材の過剰伐採による、土砂流出等への環境保全が必要であった。対して、現在では個人所有が主となる地域住民・コミュニティが忍者関連史跡を含む山林資源の所有者である。林業の衰退による立木・倒木等の管理をしなければ通行できない状況である。山林管理不行き届きと近年のゲリラ豪雨等による土砂流出も深刻な問題である。両者には「過剰利用」と「管理不行き届き」という真逆の状況が見受けられる。次に江戸期では藤堂藩がその封建主義的立場を維持するために林産物を厳しく管理し、その結果圧政に苦しむ百姓の人口圧は低いままに維持されたが、これは結果として、全国的な資源不足を抱えた鎖国日本にとっては必要不可欠のこ

とであった。対して現在、真逆に全国的に人口減少が著しい。このことから単純な人口増を目指すのではなく、「交流人口」の増大によって文化の保全を図るべき時に来ている。そのためには「稚拙化」「フランケンシュタイン化」に陥らない、自分達の文化・価値の再確認作業が必要不可欠である。

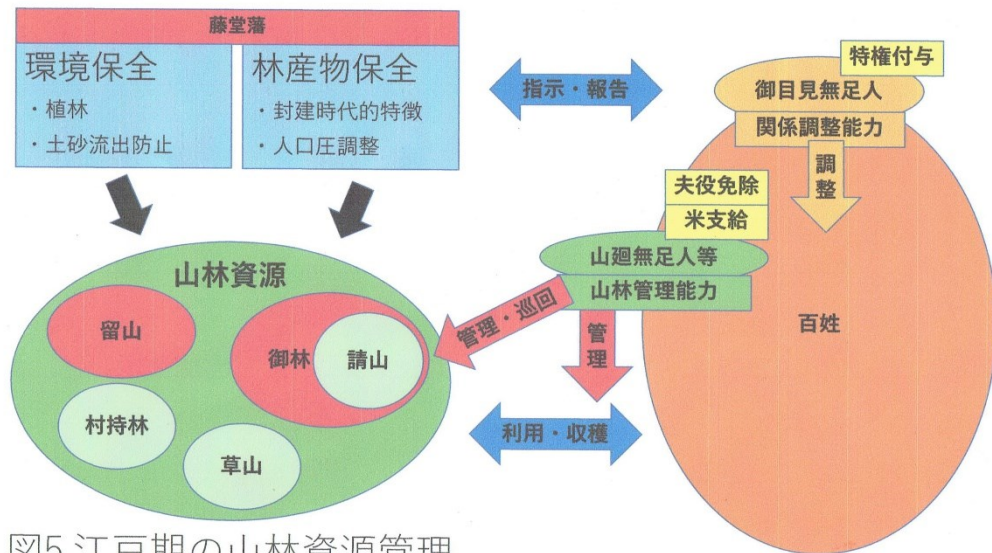


図5.江戸期の山林資源管理

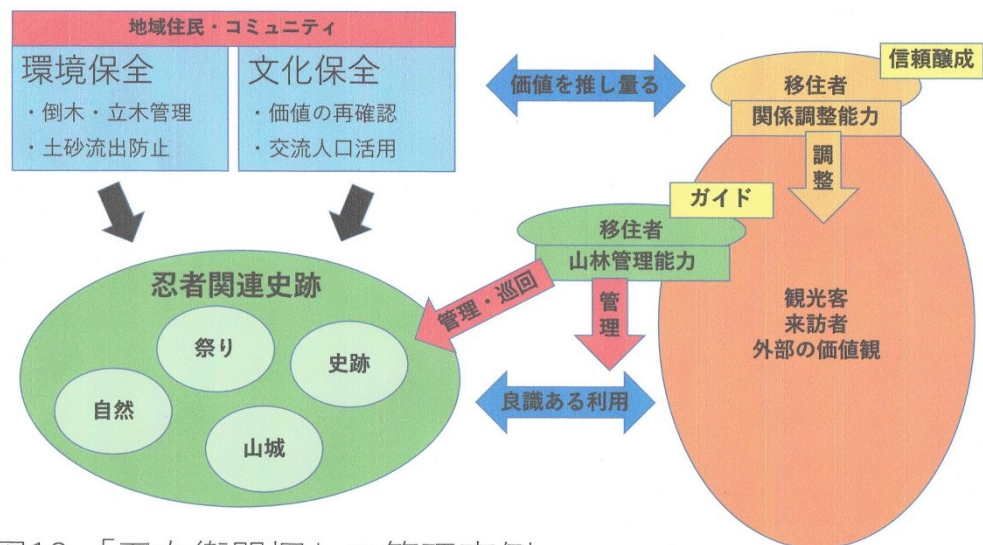


図13.「五右衛門塚」の管理事例

次に図の右側の検討にうつるが、江戸期において山林資源への圧力となったのは百姓層であり、現代の忍者関連史跡にとっては潜在的な「観光公害」即ち、過剰な来訪者の訪問である。資源に対する利用圧力に対して江戸期は禁令による資源保護と山廻無足人による管理・巡回、現在においては禁令程厳しくはないけれども、個人所有地への侵入であることを留意して良識ある利用を行う必要がある。両者とも利用に際して持続的な「山林管理能力」が根底に必要であり、その労力が大きいことから、通常時は何らかの対価を支払って常駐者にその管理を任している。江戸期は「山廻無足人」であり、現代では「地域資源活用をなり

わい化した者」である。同様に「資源所有者の価値」と「利用者側の価値」が同一であるとは限らないから、価値観の違う集団間の意思疎通を、持続的に良好なものとするために、両者の価値観がわかる、境界線上に位置する常駐者を活用する。江戸期が「御目見無足人」であり、現代では「移住者」が適切であると思われる。ただし、江戸期において常駐者は百姓層側に、現代においては地域住民・コミュニティ側に深く足場を置くことが必要である。いずれにしても資源に近い位置にいる集団に足場を置く点は共通している。

以上、両者を比較した上で、その要素を図示化したものが、図14である。

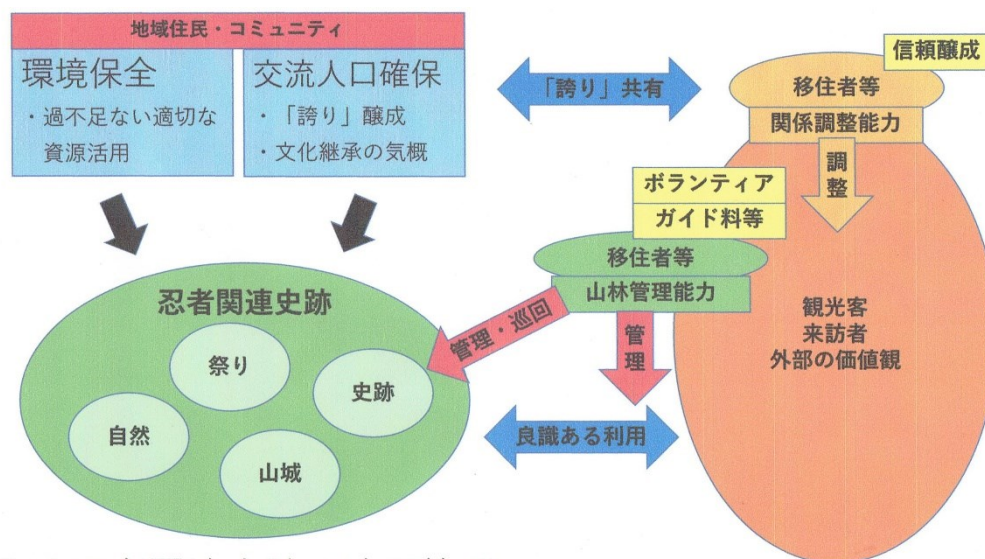


図14. 忍者関連史跡の適正管理

本論文の目的「忍者関連史跡を管理する地域住民・コミュニティとどのような関係を取り結ぶべきか」について、以下に結論を提示する。

1. 過去には森林資源の過剰利用による土砂流失、現在では山林資源管理不行き届きとゲリラ豪雨等環境要因を契機とした土砂災害等、過不足のない適切な山林資源管理が国土・環境保全の上で重要である。
2. 時代に応じて、山林資源の活用目的・管理形態は変化する。しかし適切な山林資源管理を実現するためには「山林管理能力」を有するものが適宜、巡回・管理を行うことが重要である。その際、広大な範囲を管理するにはかなりの労力を要するため、地域内外より、適切な生活面・労力面でのサポート体制が必要不可欠である。
3. 山林資源活用の際には地域内外の「交流」が発生する。持続的な山林資源活用のためには、その関係者の価値観・利害を調整する役割が必要となる。その際、適切な関係を維持するために、関係者双方の価値観を認識できる人物がその任にあたることが望ましい。
4. 「交流」の前提として、双方の価値観が明確であることが重要である。現在では地域外からの来訪者はある程度明確な価値観を有している。一方、地域内では歴史・生活に密着した価値観であるためにその表出が難しい面もある。しかし自らの価値観・文化の検討とそれに基づいた「望む交流のあり方」の表出を怠り、来訪者に迎合することは、様々

な「問題」を生み出し、地域の「魅力」を減ずることにつながる。

5. 「定住人口」が減少する段階においては、地域住民が保有する資源を「どのように保持・管理したいのか」ある程度明確にし、その青写真を根底にした「魅力」を発信し、地域外からの「交流人口」を活用することが現実的な手段の一つとなる。
6. 「魅力」という観点からすると、伊賀地域に散在する「忍者関連史跡」と農山村は潜在的に十分な魅力を有している。必要なことは地域住民がその魅力について掘り下げ、誇りを持つことであるが、歴史的背景などから、保有する魅力を認識するには不十分な状態にあると思われる。
7. 忍者研究は「忍者関連史跡」とそれを保有する地域住民・コミュニティに対して、彼らもつ「魅力」を学術的な側面から解き明かし、地域が魅力にあふれ、望むべき交流人口が頻繁に訪れ、結果として持続的な農山村社会が実現するようなかたちでサポートすることが、一つの目的であるといえる。

以上、本論文の全体像を概観してきた。事例としては伊賀市石川区の「忍者関連史跡」を対象としたが、伊賀・甲賀地域には800箇所にもおよぶ城址が山中に散在しており、日本有数の中施城郭密集地帯である。これらは日本文化遺産に認定されており、本論文で示したような「忍者関連史跡の適正管理」の対象として研究が待たれる対象である。また同様にこれらを保有する地域住民・コミュニティも、何らかのかたちでの地域活性化を待望していることと思われる。願わくば本論文が小なりとはいえ「営々と忍者関連史跡を守り続けてきた地域・コミュニティ」に微力ながら力になることを願い、筆を置きたいと思う。

## 参考文献

- 1 三橋源一『ワラ文化の衰退からみる技能の考察—滋賀県朽木村を事例として—』（農林業問題研究第145号 2002年）
- 2 藤田佳久編『山村政策の展開と山村の変容』（原書房 2011年）はじめに i ページ。
- 3 同上 28 ページ。
- 4 菊岡如幻編 百地織之助例言『校正伊乱記』（摘翠書院版 1897年）12 ページ。
- 5 川上仁一『忍者の掟』（角川新書 2016年）113 ページ。
- 6 吉丸雄哉・山田雄司編『忍者の誕生』（勉誠出版 2017年）71 ページ。
- 7 同上 79 ページ。
- 8 伊賀市編『伊賀市史 第二巻 通史編 近世』（伊賀市 2016年）400 ページ。
- 9 同上 407 ページ。
- 10 同上 407 ページ。
- 11 同上 408 ページ。
- 12 同上 401 ページ。
- 13 同上 404 ページ。
- 14 同上 420 ページ。
- 15 特集執筆 須藤護他『あるくみるきく 105 号特集/奥会津のむら—針生の生活誌』（日本観光文化研究所 宮本常一発行 1975年）28 ページ。
- 16 久保文武『伊賀無足人の研究』（同朋舎 1990年）49 ページ。

- 17 同上 53ページ。
- 18 久保文武『伊賀無足人の研究』(同朋舎 1990年) 51ページ。
- 19 下中邦彦編『日本歴史地名大系第二四号 三重県の地名』(平凡社 1983年) 782ページ。
- 20 伊賀市編『伊賀市史 第二巻 通史編 近世』(伊賀市 2016年) 402ページ。
- 21 故さとの歩み編纂委員会『故さとの歩み 阿山町』(阿山町教育委員会 1980年) 127ページ。
- 22 同上 286ページ。
- 23 同上 144ページ。
- 24 同上 258ページ。
- 25 同上 259ページ。
- 26 同上 259ページ。
- 27 同上 260ページ。
- 28 同上 260ページ。
- 29 同上 260ページ。
- 30 久保文武『伊賀無足人の研究』(同朋舎 1990年) 51~52ページ。
- 31 故さとの歩み編纂委員会『故さとの歩み 阿山町』(阿山町教育委員会 1980年) 104ページ。
- 32 伊賀市編『伊賀市史 第二巻 通史編 近世』(伊賀市 2016年) 757ページ。
- 33 故さとの歩み編纂委員会『故さとの歩み 阿山町』(阿山町教育委員会 1980年) 243ページ。
- 34 同上 244ページ。
- 35 久保文武『伊賀無足人の研究』(同朋舎 1990年) 8ページ。
- 36 同上 9ページ。
- 37 同上 10ページ。
- 38 同上 57ページ。
- 39 同上 58ページ。
- 40 同上 60ページ。
- 41 同上 77ページ。
- 42 同上 77ページ。
- 43 伊賀市編『伊賀市史 第二巻 通史編 近世』(伊賀市 2016年) 232ページ。
- 44 同上 273ページ。
- 45 故さとの歩み編纂委員会『故さとの歩み 阿山町』(阿山町教育委員会 1980年) 304ページ。
- 46 同上 250ページ。
- 47 同上 254ページ。
- 48 同上 295ページ。
- 49 鬼頭宏『文明としての江戸システム』(講談社学術文庫 2010年) 136ページ。
- 50 小田切徳美 橋口卓也編『内発的農村発展論 理論と実践』(農林統計出版 2018年) 4ページ。



- 51 同上 7ページ。
- 52 同上 9ページ。
- 53 同上 13ページ。
- 54 同上 13ページ。
- 55 同上 15ページ。
- 56 アレックス・カー 清野由美『観光亡国論』（中公新書ラクレ 2019年）30ページ。
- 57 同上 146ページ。
- 58 同上 149ページ。
- 59 同上 159ページ。
- 60 同上 210ページ。
- 61 田中輝美著 小田切徳美監『JC総研ブックレット No. 19 よそ者と創る新しい農山村』（筑波書房 2017年）5ページ。
- 62 同上 24ページ。
- 63 故さとの歩み編纂委員会『故さとの歩み 阿山町』（阿山町教育委員会 1980年）29ページ。
- 64 同上 29ページ。